

研究ノート

## 「伊勢国津城合戦頸注文」及び「尾張国野間内海合戦頸注文」に関する考察（その3）

— 津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成についての検討 —

白 峰 旬

### 【要 旨】

慶長5年（1600）8月の津城合戦（伊勢国）で攻城側として戦った毛利家の「頸注文」である「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、376号～380号文書）と、慶長5年9月の野間内海合戦（尾張国）で戦った毛利家の「頸注文」である「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、381号～382号文書）の内容を検討する。本稿では、特に前者を中心として検討し、津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成について考察する。

### 【キーワード】

伊勢国津城合戦、尾張国野間内海合戦、頸注文、豊臣公儀、公戦

※拙稿「『伊勢国津城合戦頸注文』及び「尾張国野間内海合戦頸注文」に関する考察（その2）— 津城合戦（慶長5年8月）における毛利家の軍事力編成についての検討—」（『別府大学大学院紀要』20号、別府大学会、2018年）より続く。

## 11. 武家奉公人の参戦（戦闘参加）

武家奉公人とは、「武家」（幕府、旗本、大名といった領主、或いは、その家臣）に奉公する者であり、領主直属の奉公人としては足軽・小人・中間・小者などが、家臣が抱える家中奉公人には若党・中間・小者などがいた<sup>(111)</sup>。

武家奉公人について、これまでの研究史において重要な指摘をしている藤本久志氏、平井上総氏、藤井讓治氏の各説を以下に示すこととする。

藤本久志『雑兵たちの戦場—中世の傭兵と奴隷狩り—』<sup>(112)</sup>では、「戦国大名の軍隊は、かりに百人の兵士がいても、騎馬姿の武士はせいぜい十人足らずであった。あとの九十人余りは次の三種類の人々からなっていた。①その武士に奉公して、<sup>かせもの</sup>忼者とか<sup>わかとう</sup>若党・<sup>あしがら</sup>足軽などと呼ばれる、主人と共に戦う「侍」。②その下で、<sup>ちゅうげん</sup>中間・<sup>こもの</sup>小者・<sup>あらしこ</sup>あらしこなどと呼ばれる、戦場で主人を補けて馬を引き、<sup>げにん</sup>槍を持つ「下人」。③<sup>ぶ</sup>夫・<sup>ぶまる</sup>夫丸などと呼ばれる、<sup>びやくしやう</sup>村々から駆り出されて物を運ぶ「百姓」たちであ

る。①の若党や足軽は戦うことを許された戦闘要員であり、②の中間や小者や③の人夫は、戦闘からは排除されるのが建前（侍と下人の差）であったが、激戦の現場でそのような区別が通用したわけではない。いま私が雑兵と呼んで光を当ててみたいのは、これらの若党や小者や人夫たち、それに得体の知れない戦場の商人・山賊・海賊たちのことである。」と記されている。

この記載内容をまとめると、倅者・若党・足軽など=侍=主人と共に戦う戦闘員であるのに対して、中間・小者・あらしこなど=戦場には行くが非戦闘員である、ということになる。そして、両方（前者と後者）をまとめて雑兵と呼称している<sup>(113)</sup>。

藤木説では、武家奉公人=傭兵、或いは、雑兵という視点を取っている点が特徴であり、藤木説から論じられた戦場論ともリンクする見方であろう。この視点が戦場における武家奉公人の役割を検討するうえで重要なことは言うまでもないが、戦場におけるすべての武家奉公人が傭兵であったのかどうか、という点は今後検討する必要がある。

平井上総『兵農分離はあったのか』<sup>(114)</sup>では、「戦場では、奉公人階層の中でも、若党=戦闘員、草履取=道具持ちという役割の違いが明確であったことが、ここからわかるだろう。若党・草履取以外の奉公人の役割は、足軽は前者の戦闘員、中間は後者の道具持ちに分類されていた。実際の戦場で乱戦となった場合は、このような区分にかまっていられずに道具持ちも戦いに参加せざるをえなかったであろうが、武士たちは基本的にはこの原則を守ろうとしていたのである。このように、奉公人の上層部分は、戦場での働きを期待される戦闘要員であった。ここで、兵に分類される身分を戦場での働きに即してあらためてまとめると、馬に乗って働く武士と、それに従い、戦闘に参加する若党・足軽、槍や鉄砲など主人の道具を運んだり雑用を勤めたりする中間以下、という区分となる。兵という言葉、純粋な戦闘員という意味で厳密に用いるのであれば、士分と上層奉公人がそれにあたる。そして、中間以下の下層奉公人は、兵から排除されることになる。」と指摘されている。

同書の47頁には「戦場での役割」という図が提示されているので、その内容も考慮してまとめると、武士（戦場で馬に乗って働く）=士分=戦闘員、若党（侍）・足軽=上層奉公人（武家奉公人）=戦闘員、中間・小者・あらし子=下層奉公人（武家奉公人）=道具持ち=非戦闘員、百姓=陣夫（兵糧などを運ぶ）=非戦闘員、というようになる。

同書の287頁では「武士・奉公人は戦闘員（軍役）、百姓は非戦闘員（陣夫役）と、役負担によって身分がはっきり区別されていたことは、戦国期も近世も同じである。」としている。

また、同書の162頁では「武家奉公人の中でも侍・若党は苗字を名乗れた」と指摘されている。上述のように、侍・若党は上層奉公人に該当する。

平井説では、武家奉公人を上層奉公人と下層奉公人に区分し、前者は戦闘員、後者は非戦闘員としている。上述した藤木説でも武家奉公人を戦闘員と非戦闘員に分ける点は同様であるが、藤木説では、上層奉公人と下層奉公人という区分はしておらず、諸奉公人について侍（足軽・若党）と下人（中間・小者・あらし子）という分け方をしている（前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場—中世の

備兵と奴隷狩り一』、246頁）。そのほか、平井説では、藤木説のような武家奉公人＝備兵という指摘はしていない。

藤井讓治「身分としての奉公人－その創出と消滅－」<sup>(115)</sup>では、「江戸期には必ずしも繋がらない、また中世とも異なる豊臣期固有の権力編成や社会編成を想定することができるのではと考えてみた。この視点に立って、豊臣期の「奉公人」を、「百姓」「町人」「商人」「職人」と並ぶ「身分」として取り上げ検討することにした。」という問題意識から、豊臣秀吉文書からみた各時期（第一期…本能寺の変以前、第二期…本能寺の変から関白任官以前、第三期…秀吉関白期、第四期…秀次関白期、第五期…秀次事件後）の「奉公人」が検討された。そして、「奉公人理解の混乱」として、これまでの研究史整理をおこない、「奉公人」を支配身分としての武士に属するものと捉えるのか、また兵農分離というときの「兵」と捉えるのか、という点について「従来の研究では、必ずしも共通の理解が得られていないように思われる。」と指摘されている。そのうえで、藤井氏は「豊臣期の「奉公人」は「百姓」「町人」「職人」同様の被支配身分ではあるが、「兵」であると考えている。言い換えれば、「奉公人」は「軍隊の構成要素」であるが支配身分としての「士」ではない。」という見解を提示されている。

藤井氏の論考は示唆に富む重要な指摘が多く提示されていて、本稿ですべて紹介できないが、戦時における「奉公人」の存在形態という点から藤井氏の指摘をまとめると、①「戦闘補助員としての「奉公人」は、戦場では一定の武器を所持していたことは疑いないが、日常的にも武器所持が認められていたのか」という点については「奉公人は武器を所持していたことになる。」、②本能寺の変以降（天正10年〔1582〕～同20年〔1592〕）の秀吉の出陣から帰陣までの期間を調べたうえで、「秀吉の軍事行動は、年を追って長期化していることが窺える。領国外への軍事行動に加え在陣期間の長期化は、それに応えられる奉公人を求めることになったはずであり、「奉公人」の性格にも少なからぬ影響を与えたと思われる。」、③豊臣期には戦闘補助員としての職能を持った「奉公人」は、江戸初期には、もはやその機能を喪失し、新たな性格を持つ「奉公人」として立ち現れたと捉えられるであろう。」、というようになる。

特に③の点は、戦時（豊臣期）と平時（江戸時代初期）における「奉公人」の存在形態の違いを明確にした重要な指摘である。なお、藤井説では戦時における「奉公人」について、「戦闘員」ではなく「戦闘補助員」と規定しているが、この点の検討については後述する。

こうした研究史における指摘を考慮したうえで、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号～380号文書。表1～表5参照）、前掲「尾張国野間内海合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、381号～382号文書。表6～表7参照。）において見える武家奉公人について検討する。

以下、各表（表1～表7）における武家奉公人（中間、小者など）の事例を示す。

表1…中間1人が頸1つを取る。この中間は名字はなく名前のみが記載されている。

表2…小者1人が頸1つを取る。中間1人が頸1つを取る。この小者と中間は名字はなく名前のみ

が記載されている。このほか、自身が取った頸は1つ、という記載が2例あるので、この場合、頸1つ以外は配下の武家奉公人(中間、小者など)が取ったと考えられるが、具体的なことはよくわからない。

表3…中間1人が頸1つを取る。この中間は名字はなく名前のみが記載されている。

表4…①頸取りをおこなった小者で、名字はなく名前のみ事例が5例あり、それぞれ頸1つを取っている。この中で、「御小者」とした事例が1例あるが、なぜ「御」を付けて記したのか、という理由については上述した。

②頸取りをおこなった小者で、名前の記載さえない事例が3例あり、それぞれ頸1つを取っている。名前の記載がない事例が3例あるということは、名前の単なる記載漏れではなく、小者は身分的に名前の記載さえされない存在であった、ということになる。

③小者とは記されていないが、名字がなく名前のみ事例が3例あり、それぞれ頸1つを取っている。この場合、小者に該当するのか、それ以外の中間などに該当するのかわからない。

表5…<sup>かせもの</sup>倅者(=倅者)2人が、それぞれ頸1つを取る。この倅者(=倅者)2人は名字と名前の記載がある。上述した藤木説によれば、倅者は若党・足軽と同じく、主人と共に戦う侍身分の戦闘員であり、中間・小者などの下人より地位は少し上であった。また、藤木説によれば、倅者には名字と通称があった。上記の倅者2人が頸取りをおこなっていることから戦闘員であることがわかる点と、名前のほかに名字もある点は、上述した藤木説と合致する。

表6…中間の合計人数は47人であり(名前が重複している4人についてはダブルカウントした)、名字はなく名前のみが記載されている。それぞれ頸1~2つを取っている。中間とは記されていないが、名字がなく名前のみ事例が3例あり、それぞれ頸1つを取っている。この場合、中間以外の身分(例えば小者など)ということになるが、具体的にどのような身分なのかは不明である。

表7…中間の合計人数は31人であり(名前が重複している1人についてはダブルカウントした)、名字はなく名前のみが記載されている。

このように、武家奉公人である中間・小者が頸取りをおこなっているということは、中間・小者が戦闘員であったことを明確に示している。その意味では、上述したように前掲・平井上総『兵農分離はあったのか』において、中間・小者が非戦闘員であったとしている点について再検討が必要であろう。

次に、各表(表1~表7)におけるそれぞれの全体人数に占める武家奉公人のウエイト(%)を示したものが表9である。表9を見ると、表1~表4はそれぞれ20.0%以下であり、%の数値としては低い。それに対して、表5~表7はそれぞれ30.0%を越えているので、%の数値としては高い。表5において%が高いのは、中間や小者ではなく、倅者である点に起因するのかもしれない。

表6、表7はそれぞれ全体人数が100人以上であり、武家奉公人（中間）の人数もそれぞれ30人以上である。このように、表6、表7は武家奉公人（中間）の人数、及び、%が格段に多いことがわかるが、その理由としては、上述したように、尾張国野間内海合戦が毛利水軍による戦いであったため、その兵力編成が、通常の武家による陸上戦力の編成とは異なることに起因しているとも考えられるが、詳細な検討は今後の課題である。

上述のように、表1～表4は、全体人数に占める武家奉公人のウエイト（%）がそれぞれ20.0%以下であり、%の数値としては低い、このことをどのように評価すべきなのであろうか。

戦時における武家奉公人が戦闘補助員（戦闘員ではない）であった、とする上述の藤井氏の見解を裏付ける証左と見るべきなのであろうか。全体人数に占める武家奉公人のウエイト（%）が低くても実際に戦闘に参加して敵の頸取りまでおこなっている、武家奉公人は戦闘補助員ではなく、純粋な戦闘員であると私見では考えているが、この点については、戦闘員と戦闘補助員のそれぞれの定義を確定させる必要があり、そのことも含めて、今後、議論の対象となるべき性質の問題であらう。

名字の有無については、上述のように、中間や小者は名字はなく名前のみであるのに対して、倅者は名字と名前がある。ちなみに、「吉川経実書上影写」<sup>(116)</sup>では、吉川経実麾下の者が津城の外構へ攻撃をかけた時の記載の中に、吉川経実（吉川勘左衛門）の「小者の作二郎」が堀へ一番に入ったこと、「内より鐵炮」を取った（＝敵が城内から突き出した鉄炮を奪取した、という意味か？）のは、吉川経実の「下人長野清介」であった、としているので、この場合、小者は名字はなく名前のみであるのに対して、下人は名字と名前がある。上述した藤木説では下人は名字がなかった、としているが、この場合は、下人は名字と名前がある点には注意したい。

なお、上記の武家奉公人に関する諸見解以外に、近藤好和『武具の日本史』<sup>(117)</sup>では、「本来は百姓（この時代は農民）から徴兵された足軽・鎧擔・中間なども士分（侍）となった。つまり歩兵も武士となった。」と指摘しており、足軽・中間を武家奉公人ではなく士分（侍）である、としている。また、盛本昌広『戦国合戦の舞台裏－兵士たちの出陣から退陣まで－』<sup>(118)</sup>では、中間について「武具や甲冑など装備においては侍より劣るが、合戦の際には戦闘員の一角をなしていた。」と指摘しており、中間は戦闘員である、としている。このように、足軽・中間についての位置付けは諸見解の相違を考慮して、今後さらに考察する必要がある。

次に、『日葡辞書』において、種々の武家奉公人について、どのような意味が記されているのか、を検討する。『日葡辞書』はイエズス会宣教師らが編纂して、慶長8年に長崎で刊行されたので、当時の武家奉公人に対する意味のとらえ方を知ることができる好個の史料であると言えよう。その点（その他、武家奉公人以外の語や軍事関係の語も含む）をまとめたものが表10であり、その意味についてグループ分けしたものが表11である。

表10を見ると、種々の武家奉公人に関する意味が『日葡辞書』に収録されているが、「荒子」の<sup>あらしこ</sup>ように収録されていない語もある。これは、この語の使用範囲が地域的に限定されていた（地域的

な偏差があった)ということを示すのかも知れない。

表11のAにあるように、『日葡辞書』では、「足軽」は一般的な意味での武家奉公人ではなく、戦時(軍事)に特化した意味・身分として認識されている点が注目される。表10を見ると「足軽」について、戦場での役割に限定されている(戦場での役割が具体的に記されている)ことがわかり、武家奉公人という意味は記されていないので、「足軽」を武家奉公人として規定すべきかどうか、という点は今後の課題である。

また、表10と表11のBにあるように、「倅者」は『日葡辞書』の本編と補遺ではやや意味が異なり、『日葡辞書』の補遺では「従士」(下線引用者)としている。『日葡辞書』の補遺では「倅者」は「殿原」と同じ意味としており、「殿原」も「従士」(下線引用者)という意味であるので、下級の武家奉公人ではないことになる。『日葡辞書』の本編では「倅者」を「武士」、「貴族」としていることも(表10)、その証左になる。

種々の武家奉公人の上級と下級の区分については、表11のD、Eを見るとわかるように(それぞれの語の意味については表10を参照)、語の意味において、下賤、或いは、卑しい、という表記がされているグループ(表11のE)と、下賤、或いは、卑しい、という表記がされていないグループ(表11のD)があるので、前者を下級の武家奉公人、後者を上級の武家奉公人というように区分できる。

表11のFを見るとわかるように、「若党」、「小人」、「小者」などの意味に「若者」という表記がされている点は(それぞれの語の意味については表10を参照)、日本語によるこれまでの意味説明では指摘されてこなかった点であり、注目される。「若党」、「又若党」のように、「若」という字を文字通りの意味としていとらえている点は注意すべきである。『日葡辞書』では「若い人」の意味として「十五歳から二十五歳前後までの若者」としているので(表10)、「若者」というのは、その年齢に該当する者ということになる。

表10と表11のGを見るとわかるように、「陣夫」については、戦場における非戦闘員という意味が明確に読み取れる。

なお、「夫丸」には「歩兵」という意味もあるので(表10)、場合によっては、戦闘員になったということの意味するのかも知れない。

表11のIを見るとわかるように、語の意味に「奉公人」という表記がされているグループには、「下人」、「所従」、「下部」、「僕従」、「奴婢」がある(それぞれの語の意味については表10を参照)。ただし、表11のHを見るとわかるように、「若党」、「又小者」の意味には、「奉公」という表記はされているが「奉公人」という表記はされていない(それぞれの語の意味については表10を参照)。

「中間」の意味については、単に「馬丁」となっており(表10)、武家奉公人としての一般的な意味の説明がない点(「奉公」という言葉、或いは、それに準ずる言葉が出てこない)は不可解である。「中間」は最も一般的な武家奉公人と思われるので、その点の検討については、今後の課題である。

表10と表11のCを見るとわかるように、「侍」と「武士」意味の違いについては、次のようにまとめられる。「侍」は「貴族」という意味であるのに対して（『邦訳日葡辞書』での「侍」の意味における〔武士〕は訳注であるので、『日葡辞書』における「侍」の意味には「武士」という語は含まれない）、「武士」は「軍人」、「武士衆」は「兵士たち」という意味である（表10）。よって、「武士」が戦時・軍事に特化した意味・身分に限定される普通名詞であるのに対して、「侍」には戦時・軍事の意味が全く含まれていない点は注目される。つまり、「侍」と「武士」は根本的に意味が異なり、「侍」は「貴族」であるが、「武士」は「貴族」ではないので、「侍」は「武士」とは異なる特別な限定された上級の階級・身分ということになる。

戦時（軍事）に特化した意味・身分（＝戦うことに限定された身分）としては、上述した「足軽」、「武士」、「武士衆」のほかに「兵士」がある（表10、表11のA）。ただし、「兵士」の読みは「へいし」ではなく、「ヘイジ」、或いは、「ヒャウジ」、「ヘャウジ」である（表10）。

「悴者」は「下級の武士」（下線引用者）という意味であり（表10）、「武士」は「軍人」という意味であるから（表10）、「悴者」には戦時（軍事）に特化した意味も含まれたことになる（「悴者」には、そのほかに「貴族」という意味もある（表10））。

そのほか、表10からは次の諸点が指摘できる。①前掲・平井上総『兵農分離はあったのか』（43、47頁）の図では「侍（若党）」としているが、『日葡辞書』には「若党」に「侍」という意味はない。②前掲・平井上総『兵農分離はあったのか』（43頁）では、「殿原は若党に相当し」としているが、『日葡辞書』では、「悴者」は「殿原」と同じ意味としている。③『日葡辞書』では、「若党」の意味は、西国（「下」）での意味は「奉公する下僕」としているのので、「若党」の本来の意味である「ある主君に仕える若者」という意味（上方で使用されていた意味か？）よりもランク的に低い意味になっている。このことから、地域により同じ語でも意味が異なることがわかる。④『日葡辞書』では、武家奉公人について、「足軽」以外は戦闘員・非戦闘員の区別について記されていない。⑤『日葡辞書』では、「奴婢」、「下部」のように女性が含まれた意味もあった。⑥『日葡辞書』では、武士衆、馬乗の衆、軍勢のように複数形の意味で記されているものもある。⑦『日葡辞書』では、「雑色」について「中間よりも下級の者」としているのので、武家奉公人の間におけるランク的な上下関係がわかるものもある（ただし、このような記載はその他には見られない）。⑧『日葡辞書』では、「侍」、「又小者」、「中間」、「雑色」、「凡夫」、「奴婢」、「徒者」、「歩兵」、「仕丁」、「人夫」、「郎等」、「兵士」、「陣夫」、「人数」のように、通説とは異なる当時の語の読み方がわかる（それぞれの語の読み方は表10を参照）<sup>(119)</sup>。⑨『日葡辞書』では「家来」と「家来の者」は意味が異なっており、「家来の者」には「家臣、召使ども」の意味はあるが、「家来」には「家臣、召使ども」の意味はない。⑩『日葡辞書』では「被官」のバリエーションには「又被官」、「里被官」がある。そのほか「又～」というように「又」が付くバリエーションには「又若党」、「又小者」、「又被官」がある。ただし、「又家来」という語は『日葡辞書』には記載がない。⑪『日葡辞書』には「（小者一孤の体ぢや）あの人下男ただ一人を連れてくるだけである」<sup>(120)</sup>という用例がある。この場合、

「小者一孤」という表記であり、「小者一人」という表記でない点には注意すべきであろう。「イッコ（一孤）」<sup>(121)</sup>の意味はして「ただ一つだけ」としている。よって、「小者」のカウンターの仕方（数え方）について、人扱いせず物扱いしているの<sup>(122)</sup>、このことから「小者」の身分的位置付けの低さがわかる。

## おわりにー豊臣公儀軍による公戦としての津城合戦ー

津城合戦の日程的経過を整理すると、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号～380号文書）は内容的に8月24日のものと8月25日のものしか存在しないので、毛利勢が津城を攻撃した津城合戦は、8月24日と同月25日の2日間であったことがわかる（表1～表5参照）。この点を考慮すると、前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号～380号文書）の月日は、8月24日或いは8月25日であるので、合戦の当日、あるいは翌日に頸注文が作成されたことになる。このように頸注文が早急に作成された理由は、頸注文が敵の頸を討ち取った毛利家軍勢における各人の戦功の証明になったことと、そのことを早急に報告する必要があったからであろう。さらに言えば、頸注文の内容を見ることにより、戦いの規模や激戦の様子を知ることができた、という側面もあったと思われる。

8月24日と同月25日に討ち取った頸数を比較してまとめたものが表12である。表12を見ると、①8月24日と同月25日に討ち取った頸数を比較すると8月24日の方が激戦であった、②8月24日と同月25日に討ち取った頸数を合計すると、183<sup>(ママ)</sup>（184カ）になる、③8月24日は津城二の丸で戦い、同月25日で津城本丸で戦いがあった、④津城二の丸での戦い（8月24日）と津城本丸での戦い（同月25日）は、毛利家軍勢内で攻撃を担当する組を分けた、などのことがわかる<sup>(123)</sup>。特に、④については、表12を見るとわかるように、毛利勢の中でも兵力編成的に見て大規模な中核部隊（豊臣公儀軍としての性格が最も強い）である安国寺恵瓊組が本丸攻撃を担当しており、この戦いが私戦ではなく豊臣公儀軍として戦った公戦であったことを明確に示している。

津城合戦が豊臣公儀軍による公戦であったことは、2種の前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号、379号文書）の宛所が堅田元慶・榎本元吉（『毛利家文書之一』、376号文書。表1参照。）や増田長盛・堅田元慶（『毛利家文書之一』、379号文書。表4参照。）であったことからわかる。

増田長盛は五奉行の一人であり、当時、大坂城に在城していた。堅田元慶（毛利家家臣）は、光成論文の表6「大坂残留兵力」を見ると、大坂に待機（残留）した毛利家家臣の中では最も石高が高かった（14039石）。榎本元吉（毛利家家臣）は光成論文の表5「大津城攻撃兵力（追加）」の中に入っているが、津城合戦（8月24日、同月25日）の時点では、まだ大津城攻撃が開始されていなかったため、大坂に待機（残留）していたと考えられる。

津城合戦（8月24日、同月25日）の時点では、当時の豊臣公儀の政権担当メンバーである二大老

（毛利輝元・宇喜多秀家）、四奉行（石田三成・長東正家・増田長盛・前田玄以）のうち、宇喜多秀家、石田三成、長東正家は前線に出陣していた。また、前田玄以は京都所司代であったので、大坂城に常駐していたわけではなかった。よって、津城合戦（8月24日、同月25日）の時点で、大坂城に常駐していたのは、二大老、四奉行の中では、毛利輝元（大老）と増田長盛（奉行）であった。

堅田元慶が宛所の一人になっていることは、その石高の高さを考慮すると、毛利輝元への披露を前提としていたと考えられるので、要するに毛利輝元や増田長盛（＝当時、大坂城に在城していた豊臣公儀の政権メンバー）に前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号、379号文書）を送付して報告した、という意味になる。

ただし、本稿で扱った6種<sup>(124)</sup>の前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号～380号文書）のうち、宛所が明記されているのは、上述のように、毛利秀元組の前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号文書。表1参照。）と安国寺恵瓊組の前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、379号文書。表4参照。）であったことは（他の4種<sup>(125)</sup>の前掲「伊勢国津城合戦頸注文」〔『毛利家文書之一』、377号、378号、380号文書〕は宛所の記載がない）、毛利秀元組と安国寺恵瓊組が津城合戦における毛利勢の中核戦力であったことに起因すると考えられる。

その証左として、本稿で扱った6種<sup>(126)</sup>の前掲「伊勢国津城合戦頸注文」（『毛利家文書之一』、376号～380号文書）の中で、最も頸数が多いのは毛利秀元組（頸66）であり、その次に多いのは安国寺恵瓊組（頸47）であった。

津城合戦後の毛利勢の動向としては、『時慶記』8月27日条<sup>(127)</sup>に、小早川秀秋への注進の話として聞いた分として、①伊勢安濃津城は降参して城主（富田信高）は高野山に住むことになった、②そのため、（伊勢方面の毛利家の）軍勢は手明きになり、尾張方面へ遣わすことになった、としている。

このように、8月27日の時点では、津城落城の報が京都にも届いていたことがわかる。伊勢方面での軍事的勝利により、その後の毛利勢は尾張方面へ転戦することになったが<sup>(128)</sup>、上述したように当初（8月5日～同月6日の時点）は毛利勢は直接尾張に向かう予定であったことから、結果的に伊勢安濃津城攻撃の勝利がその後の関ヶ原本戦に直接の影響を与えなかった点を考慮すると、1ヶ月近く、時間と戦力を浪費したことになる。その意味では、当初の予定通り、8月上旬に毛利勢が直接尾張方面に進軍していた場合は、その後の戦況の推移が変わった可能性（石田三成などが大垣城に籠城せず、十分な自軍の兵力を確保したうえで、家康の西上以前に福島正則の居城である清須城を攻撃した可能性など）は想定できる。

なお、上述のように、『時慶記』8月27日条において、毛利勢の動向を小早川秀秋への注進の話として聞いた、としていることは、①8月27日の時点で小早川秀秋は京都にいた可能性が考えられる、②8月27日の時点で小早川秀秋は豊臣公儀方としてのスタンスを保持しており、そのように西洞院時慶（『時慶記』の著者）に認識されていた、という意味で注目される。

前掲「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』、376号～380号文書)の歴史的意義として、討ち取った敵の頸の数が単にわかる、というだけでなく、毛利家軍勢の兵力編成(部隊編成)が具体的にわかる点は重要である。津城合戦において毛利勢でまとめて一つの頸注文を作成するのではなく、毛利家の軍勢の兵力編成をした各部隊(各組)ごとに頸注文が作成された、ということは、各部隊(各組)が毛利家麾下ではあるものの、合戦においてはそれぞれ独立した部隊として戦闘をおこなったことを示している。

そして、毛利家の軍勢の編成が、毛利輝元-重臣クラス-重臣の家臣(毛利輝元から見ると又家来〔陪臣〕)-武家奉公人(中間、小者など)という三重構造(毛利輝元-重臣クラス、重臣クラス-重臣の家臣、重臣の家臣-武家奉公人)になっていたことがわかる(この点は本稿で扱った2種の前掲「尾張国野間内海合戦頸注文」〔『毛利家文書之一』、381号～382号文書〕からも同様の指摘ができる)。

この点を考慮すると、毛利家の兵力(軍事力)の構造というのは、毛利家麾下の各部将クラス(各部将クラスが中小の大名クラスに兵力規模的には匹敵する)の連合体であった、ととらえることができる。その意味では、慶長5年当時の日本国内では通常の大名の兵力規模をはるかに凌駕する兵力規模であったことがわかり、当時国内では最大の石高であった徳川家康の兵力規模に唯一対抗でき得る兵力規模であった、と言えよう。

#### [註]

- (1) 「伊勢国津城合戦頸注文」(『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1920年、376号～380号文書)。
- (2) 「尾張国野間内海合戦頸注文」(前掲『毛利家文書之一』、381号～382号文書)。
- (3) 鈴木真哉『刀と首取り-戦国合戦異説』(平凡社、2000年)。詳しくは、同書の第5章「首取りと刀」、第6章「刀と首取りの行方」を参照されたい。
- (4) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年、159頁、「クビ(首・頸)」の項)。
- (5) 『日本国語大辞典(第二版)』4巻(小学館、2001年、977頁、「首帳(くびちょう)」の項)。『日本国語大辞典(第二版)』7巻(小学館、2001年、481頁、「印帳・首帳(しるしちょう)」の項)。
- (6) 前掲『日本国語大辞典(第二版)』4巻(977頁、「首帳(くびちょう)」の項)。前掲『日本国語大辞典(第二版)』7巻(481頁、「印帳・首帳(しるしちょう)」の項)では「戦場で討ち取った敵の首級と、これを斬り取った人の氏名とを記した帳簿。印目録(しるしもくろく)。くびちょう。」としている。
- (7) 『古事類苑』(著作権所有神宮司庁、1906年、893～898頁)では同書の兵事部二十、首実検において「頸注文、頸帳」として立項されている。
- (8) 久留島典子「戦功の記録-中世から近世へ-」(『国立歴史民俗博物館研究報告』182集、国立歴史民俗博物館、2014年)。
- (9) このほか、前掲・久留島典子「戦功の記録-中世から近世へ-」では、「西国に比較して東国では、手負注文、

頸注文などはほとんど残存していない。」「分捕頸（首）注文形式の文書は、南北朝期というより、むしろ戦国期の西国や関ヶ原合戦時のものが多く残存している。」「16世紀にはいり西国でも戦闘が恒常化してくると、感状だけでなく「軍忠状」あるいは「手負注文」・「頸注文」・「分捕注文」など多様な軍事関係文書が増加してくる。」「15世紀後半にもなると、軍事関係文書の中心は戦功を賞する感状となり、軍忠状など戦功記録・申告文書の残存例は全国的にわずかとなる。ところがその後、軍忠状や頸注文は、室町幕府の武家故実として、幕府との強い結びつきを誇示したい西国の大名・武士たちの間で再び用いられ、戦国時代最盛期には、大友氏・毛利氏などの戦国大名領国でさかんに作成されるようになった。」という点も指摘されている。

- (10) 史料中の原文については、筆者（白峰）が適宜現代語訳をおこなった。
- (11) 『三重県史』通史編、近世1（三重県、2017年、145～146頁）。
- (12) 前掲『三重県史』通史編、近世1（148頁）。
- (13) 山口県文書館「防長と海－その記録と記憶－」（第12回中国四国地区アーカイブズウィーク）〔2017年6月1日～同月11日〕のPDF資料のNo.14「天下統一と海（2）～海をめぐる「関ヶ原」～」において、【尾張国での戦い】として「毛利氏の水軍は尾張国（現愛知県）沿岸部でも戦っています。9月9日から10日にかけて、毛利氏の水軍を率いた乃美景継・村上景広らが、志摩国鳥羽城主（現三重県鳥羽市）の九鬼嘉隆（水軍の武将として有名）と協力して、尾張国知多郡の大野（現愛知県知多市）や内海（同県南知多町）の沿岸を襲撃しています。」としている。
- (14) 加藤益幹「豊臣政権下毛利氏の領国編成と軍役」（『年報中世史研究』9号、中世史研究会、1984年）。
- (15) 中西誠「近世初期毛利氏家臣団の編成的特質－慶長期「組」編成の分析を中心に－」（藤野保編『近世国家の成立・展開と近代』、雄山閣出版、1998年）。以下、中西論文と略称する。
- (16) 光成準治「軍事力編成からみた毛利氏の関ヶ原」（谷口央編『関ヶ原合戦の深層』、高志書院、2014年）。以下、光成論文と略称する。
- (17) 山口県文書館所蔵『広島御時代分限帳』（請求番号52給禄2（2の1）、以下、『広島御時代分限帳』は『広島分限帳』と略称する）。『広島御時代分限帳』は山口県文書館のウェブサイト（<http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/>）で閲覧できる。『広島御時代分限帳』の末尾には、「廣嶋御時代之分限帳、破損有之付而、今年吉就様初而御入国之節、如元書改被 仰付置者也 貞享元甲子年六月吉日」と記されている（ただし、本文とは異筆である）。よって、もともと存在していた「廣嶋御時代之分限帳」が破損していたため、今年（貞享元年）毛利吉就（萩藩3代藩主）が初入国の際に元のように書き改めるように命じたことがわかる。つまり、もともと存在していた「廣嶋御時代之分限帳」の成立年代は、貞享元年よりは遡るものの、この『広島御時代分限帳』（請求番号52給禄2（2の1））の成立年代は貞享元年（1684）と考定できる。
- (18) ただし、表1における佐藤悪右衛門尉（下線引用者）が佐藤惣右衛門尉（下線引用者）の誤記であるとすれば、佐藤惣右衛門尉は『広島分限帳』に186石として記載されている。
- (19) 岸浩編著『資料 毛利氏八箇国御時代分限帳』（マツノ書店、1987年）。
- (20) この点について、光成準治氏は、「伊勢国津城合戦頸注文」（前掲『毛利家文書之一』、376号文書）を検討した結果、「また、「頸注文」の記述から、有力な国人領主層（引用者注：「内藤・繁沢・吉見・牧野・多賀・多賀山」

を指す)は秀元直属家臣団とは区別され、秀元の直接的な指揮権は及ばなかったものと考えられる。」(前掲・光成準治「軍勢力編成からみた毛利氏の関ヶ原」)としているが、これらの国人領主層が毛利秀元の組に属している以上、津城合戦において毛利秀元の直接的な指揮権からはずれて、それぞれ独自の判断で戦ったとは考え難い。上述したように、「伊勢国津城合戦額注文」(前掲『毛利家文書之一』、376号文書)において、内藤、繁沢、吉見、牧野、多賀、多賀山の額注文を別途作成予定としていることは、これらの者が毛利秀元の指揮下にあつて、津城合戦を戦ったことの証左となるだろう。

- (21) 「内藤家文書」(『下関市史』資料編Ⅳ、下関市、1996年、197~198頁)。
- (22) 服部又兵衛の役割は記されていないが、史料中、服部又兵衛の右に記された妹尾七郎左衛門は白吹貫50本の物頭であるので、服部又兵衛の名前の上に「同」という字が記載漏れであった場合は、服部又兵衛は白吹貫50本の物頭ということになる。「吹貫(ふきぬき)」とは、『日本国語大辞典(第二版)』11巻、(小学館、2001年、750頁)では「旗の一種。吹流しに似て、切り裂いた長い布の口をまるく輪にして竿につけたもの。戦国時代末期から軍陣で用いた。小さなものは指物にもした。吹抜幟。」としている。また、前掲『邦訳日葡辞書』(280頁)では「フキヌキ(吹貫)」の意味として「兵士の標識として用いる一種の旗」としている。
- (23) 「仕寄(しよせ)」とは「城などに攻め寄せること」という意味である(前掲『日本国語大辞典(第二版)』7巻(369頁))。
- (24) 「一手(いって)」とは「軍勢などで、あるまとまりを持った一団」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』1巻(小学館、2000年、1189頁))。
- (25) 久野修義「宍戸元次と石蟹孫兵衛(町史の窓(35))」(『広報てつた』No.372、哲多町役場企画財政課企画調整係発行、2002年8月)では、文禄の役(第一次朝鮮出兵)の頃、或いは、もう少し後の頃に、宍戸元次と石蟹(石賀)孫兵衛との間に贈答のやりとりがあったことを示す文書(「11月28日付宍戸元次書状」)を紹介したうえで、「この史料は備中の有力領主石蟹氏と、安芸に本拠をもっていた毛利氏重臣の宍戸元次とのあいだでのやりとりを示すものなのです。」と指摘されている。さらに、「この宍戸元次は、毛利氏支配下の備中国内においては最大の知行高をもつ人物であり、いっぽうの石蟹孫兵衛は備中哲多郡内における最大の所領をもつ豪族でありました。」と指摘されている。宍戸元次の組編成の際に付属した石蟹孫兵衛と平素からこうした贈答儀礼の関係があったことは興味深い。
- (26) 津野倫明「安国寺恵瓊の虚像と実像」(同『長宗我部氏の研究』、吉川弘文館、2012年、第9章、237頁)。
- (27) 今福匡『真田より活躍した男 毛利勝永』(宮帯出版社、2016年、118~119頁)には伏見城攻めにより「毛利勝(引用者注:毛利勝永の軍勢)の損耗は激しく、勝永に従っていた家老毛利九左衛門、毛利勘左衛門などが討死した。(中略)細川家の家老松井康之は、「今度伏見にて森九左衛門、同勘左衛門、その他数多討死致し候き、家中弱り正躰なき旨候」と、毛利家中の様子を書いている。」と記されている。この中で触れられている松井康之の書状とは、「8月28日付加、山少右衛門・牧新五宛松井康之列書状案」(『松井文庫所蔵古文書調査報告書』3、八代市立博物館未来の森ミュージアム、1998年、445号文書、58頁)である。この「8月28日付加、山少右衛門・牧新五宛松井康之列書状案」では月日の下の発給者のところは「各」と記されているだけであるが、『綿考輯録』収録の同書状写では、月日の下の発給者(連署者)は「松井佐渡守、有吉四郎右衛門、魚住市正、河喜多

藤平、松田七右衛門、魚住右衛門兵衛、岡本源三郎、桑原才蔵、速水孫兵衛、可児清左衛門、上村孫三」（細川護貞監修『綿考輯録』2巻、忠興公（上）、出水神社発行、汲古書院製作・発売、1985年、288頁）と記されている。

- (28) 『国史大辞典』3巻（吉川弘文館、1983年、327頁、「悴者（かせもの）」の項、執筆は勝俣鎮夫氏）。
- (29) 前掲『邦訳日葡辞書』（822頁）では「用に立つ」の意味として「有用であり、有益である」としている。また、前掲『邦訳日葡辞書』（822頁）では「主人の用に立つ」の意味として「（主人の用に立つ）と言う場合には、時としては、戦争の折などに主君に奉公して死ぬ意に解せられる」としている。
- (30) ただし、白井小平次（【C】）と乃美新十郎と中間の源次（【G】）については「家中」という記載がないので、「家中」ではなく、それぞれ単独で頸取りをおこなったと考えられる。
- (31) ただし、【A1】における「手嶋與次」については、『広島分限帳』に「手嶋与次郎」が17石で記載があるが、同一人物であるかどうか不明である。
- (32) この戦いが敵の水軍との海戦（水軍同士の戦い＝海上戦闘）であったのか、或るいは、毛利水軍が敵地上陸して陸上で戦いをおこなったのか、ということについての詳細はわからない。前掲・山口県文書館「防長と海－その記録と記憶－」のPDF資料のNo14「天下統一と海（2）～海をめぐる「関ヶ原～」では「尾張国知多郡の大野（現愛知県知多市）や内海（同県南知多町）の沿岸を襲撃しています。」（下線引用者）としているが、襲撃の内容についての詳しいことは記されていない。また、前掲『三重県史』通史編、近世1（148頁）では「九月九日・十日両日尾張知多半島（愛知県）先端部付近での戦闘」（下線引用者）と記されているが、その戦闘が海戦であったのか、或いは、陸戦であったのかまでは記されていない。
- (33) この戦いの背景などについて、前掲・山口県文書館「防長と海－その記録と記憶－」のPDF資料のNo14「天下統一と海（2）～海をめぐる「関ヶ原～」では「毛利氏の水軍は尾張国（現愛知県）沿岸部でも戦っています。9月9日から10日にかけて、毛利氏の水軍を率いた乃美景継・村上景広らが、志摩国鳥羽城主（現三重県鳥羽市）の九鬼嘉隆（水軍の武将として有名）と協力して、尾張国知多郡の大野（現愛知県知多市）や内海（同県南知多町）の沿岸を襲撃しています。これらの地は、毛利軍も参戦して制圧した伊勢国の安濃津城（現三重県津市）の対岸に位置しており、東軍に属する福島正則の居城・清須城主<sup>(ママ)</sup>（現愛知県清須市）にもほど近く、伊勢湾を制する戦略上、重要な場所です。しかも、家康が江戸から関ヶ原へと向かう途次、清須城に到着するのが9月11日ですので、家康西上への側面攻撃とも言えるでしょう。家康をはじめ、東軍諸将の心胆を寒からしめるものがあったと思います。戦果は、240余人を討ち取ったという記録が残ります。わずか2日の戦いとしては大きいと言えるでしょう。こうして、伊勢湾の制海権は西軍の手に落ちたのでした。しかし、結果的に見て関ヶ原本戦への影響は限定的と言わざるを得ません。ちなみに共に戦った九鬼嘉隆は、関ヶ原の戦い後、自刃しています。」としている。
- (34) 前掲・加藤益幹「豊臣政権下毛利氏の領国編成と軍役」。
- (35) 前掲・中西誠「近世初期毛利氏家臣団の編成的特質－慶長期「組」編成の分析を中心に－」。
- (36) ただし、中西論文の表1では、安国寺恵瓊組の合計軍役高を60821石としていて一致しない。
- (37) ただし、中西論文の表1では、相杜元縁組の合計軍役高を13581石としていて一致しない。

- (38) 前掲・光成準治「軍事力編成からみた毛利氏の関ヶ原」。
- (39) 「伊勢国津城合戦手負討死注文」(『吉川家文書之一』〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1925年、728号文書)。
- (40) この光成氏の見解は私見とは解釈が異なる。この点については、前掲註(20)を参照されたい。
- (41) この(10)の指摘は、光成準治「吉川広家をめぐる三つの転機」(同編著『吉川広家』〈シリーズ・織豊大名の研究4〉、戎光祥出版、2016年)による。
- (42) この(11)の指摘は光成準治「豊臣期における毛利氏の軍事力編成と国人領主」(同『中・近世移行期大名領国の研究』、校倉書房、2007年)による。光成氏は「『伊勢国津城合戦注文』を見ると、元政組(引用者注:毛利元政組)に阿曾沼・山内、元次組(引用者注:宍戸元次組)に和智・冷泉・杉原・石蟹・赤木、福原組(引用者注:福原広俊組)に祖式、安国寺組(引用者注:安国寺恵瓊組)に益田・杉岡(周布)・熊谷・平賀・神村・成羽が確認され、このほかに内藤・繁沢・吉見・楨野・多賀・多賀山は毛利秀元配下であることがわかる。他の史料(引用者注:『萩藩閩閩録』)では、元次組(引用者注:宍戸元次組)に福頼、福原組(引用者注:福原広俊組)に湯原が確認され、各組の構成員を見ると、第三期(引用者注:第二次朝鮮出兵時)から変動していない者も多いものの、祖式のように一旦児玉組(引用者注:児玉元兼組)に属し再び福原組(引用者注:福原広俊組)に帰った者や平賀のように直前まで元康組(引用者注:毛利元康組)に属しながら安国寺組(引用者注:安国寺恵瓊組)に替わった者、益田・熊谷のように一旦組頭になった者が再び安国寺組(引用者注:安国寺恵瓊組)に属した者など多様な例が見受けられ、(後略)」と詳細に指摘している。
- (43) 岩国徴古館所蔵『雲州御時代御家人帳』(資料番号0502000094、安政6年[1859]写)。吉川広家が出雲国月山富田城の城主であった時代は天正19年(1591)~慶長5年(1600)の9年間である(児玉幸多監修・新田完三編『内閣文庫蔵諸侯年表』、東京堂出版、1984年、99頁)。津城合戦(慶長5年8月)における吉川家の軍事力編成については、拙稿「伊勢国津城合戦手負討死注文」に関する考察(その1)―津城合戦(慶長5年8月)における吉川家の軍事力編成についての検討―(『別府大学紀要』59号、別府大学、2018年)、「同(その2)」(『別府大学大学院紀要』20号、別府大学、2018年)、「同(その3)」(『史学論叢』48号、別府大学史学研究会、2018年)を参照されたい。
- (44) 図録『毛利氏の関ヶ原』(毛利博物館、2000年、20頁における「毛利軍の編制」の図、この図録の編集・執筆は毛利博物館学芸員の柴原直樹氏)。この図は本稿の図3として引用した。
- (45) 前掲・津野倫明『長宗我部氏の研究』(第9章、補論2)。
- (46) 「吉川広家自筆覚書案(慶長六年)」(『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1926年、917号文書)。
- (47) 『史料綜覧』巻13(財団法人東京大学出版会、1954年発行、1982年復刻、慶長5年7月19日条、233頁)。『大阪編年史』3巻(大阪市立中央図書館発行、109~117頁)。
- (48) 前掲『史料綜覧』巻13(慶長5年8月1日条、241頁)。
- (49) 「8月10日付益田元祥宛毛利輝元書状写」(『毛利三代実録考証』、『山口県史』史料編、近世1下、山口県、1999年、39頁)。
- (50) 前掲「吉川広家自筆覚書案(慶長六年)」。
- (51) 「仕寄(しよせ)」の意味については、前掲註(23)を参照されたい。

- (52) 前掲「8月10日付益田元祥宛毛利輝元書状写」。
- (53) 前掲『三重県史』通史編、近世1（146頁）では、「軍目付として派遣されていた奉行の一人長東正家」としている。
- (54) 後述のように、慶長5年8月26日付で長東正家と安国寺恵瓊が連署して小山村（現三重県津市一志町小山）に対して禁制（三ヶ条）を出している（『三重県史』資料編、近世1、三重県、1993年、309頁）ことも、長東正家と安国寺恵瓊が現地での毛利氏の軍勢の最高指揮官であったことの証左になると考えられる。また、後述のように、「8月25日付中川秀成宛松井康之・有吉立行連署状」（神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』、臨川書店、1987年、94号文書）に長東正家が人数（＝軍勢）を添えられて南伊勢へ出陣し、阿野津・松坂・岩手の3城を（豊臣公儀が）受け取るために使者を出した、と記されていることも、長東正家が現地での毛利氏の軍勢の最高指揮官の一人であったことの証左になると考えられる。
- (55) 前掲・津野倫明「安国寺恵瓊の虚像と実像」（257頁）では「確かに恵瓊は秀吉－大名（引用者注：毛利氏を指す）間で「取次」と共通する役割を果たしていたが（後略）」と指摘されている。この津野氏の指摘では「「取次」と共通する役割」としていて、「取次」とは断定していないが、関ヶ原の戦いに至る過程において、豊臣公儀の立場に立った安国寺恵瓊の積極的な動きを考慮すると、むしろ単なる「取次」以上の役割を果たしていたと言えよう。
- (56) 前掲・図録『毛利氏の関ヶ原』（20頁）。
- (57) 光成論文では、「真田宝物館所蔵文書」に記された毛利勢の兵力数4万1500や「8月10日付石田三成書状写」（『歴代古案』）の合計兵力数4万を誇張としているが、この4万1500、或いは、4万という兵力数は、毛利輝元が動員した毛利家としての全動員兵力数を示すと考えられるので、必ずしも誇張とは断定できないであろう。
- (58) 「片倉景綱宛伊達政宗消息写（9月26日頃カ）」（『仙台市史』資料編11、伊達政宗文書2、2003年、99～100頁）。
- (59) 『義演准后日記』第2〈史料纂集〉（続群書類従完成会、1984年、204頁）。
- (60) 前掲『義演准后日記』第2（210頁）。
- (61) 『萩藩閥閥録』4巻（山口県文書館、1967年発行、1979年復刻、258頁）。「」は文書の上書を示す。
- (62) 光成論文の表1「安濃津城攻撃、南宮山配置兵力（1）」では、給人名を「村上（福頼）三助」、出自を「伯耆国人」、石高を「1135」石とし、兵力数を「34」と推計している。
- (63) 光成論文の表1「安濃津城攻撃、南宮山配置兵力（1）」では、給人名を「栗屋孝春」、出自を「譜代」、石高を「1080」石とし、兵力数を「32」と推計している。
- (64) 栗屋孝春（＝栗屋五郎左衛門）の名前も前掲「伊勢国津城合戦頭注文」（前掲『毛利家文書之一』、377号文書。表2参照。）の「宍戸元次の一歩共」の中には出てこない。
- (65) 前掲『萩藩閥閥録』3巻（298頁）。
- (66) 前掲『邦訳日葡辞書』（136頁）では「コロロザシ、ス、イタ（志し、す、いた）」の用例として、「イゲレジャへ志いて参る」の意味は「イゲレジャ（教会）へまっすぐに、すなわち、目ざして行く」（下線引用者）としている。また、前掲『邦訳日葡辞書』（507頁）では「キリイリ、ル、ツタ」（斬り入り、る、つた）」の意味は「斬りつけながら敵のまん中に入る。また、武力をもって城、あるいは、これに類する場所に入る」（下線引用者）と

している。

- (67) 前掲『邦訳日葡辞書』(822頁)では「主人の用に立つ」の意味として「(主人の用に立つ)と言う場合には、時としては、戦争の折などに主君に奉公して死ぬ意に解せられる。」としている。
- (68) 『萩藩閩閩録』3巻(山口県文書館、1970年、300~301頁)。
- (69) 前掲『萩藩閩閩録』3巻(1~2頁)。
- (70) 光成準治『関ヶ原前夜-西軍大名たちの戦い』(日本放送出版協会、2009年、105~106頁)。
- (71) 下線fの中には「發向」という文言が出てくるが、前掲『邦訳日葡辞書』(193頁)では「ハッカウ(發向)」の意味として「焼き払って、打ち滅ぼすこと。また、ある国、または、軍勢を打ち滅ぼすために行き向かうこと」としている。
- (72) 前掲・光成準治『関ヶ原前夜-西軍大名たちの戦い』(127頁)。
- (73) 「調儀」は「出陣して攻めること。攻撃すること。」という意味である(『日本国語大辞典(第二版)』9巻(小学館、2001年、32頁)。
- (74) 前掲『萩藩閩閩録』3巻(194頁)。
- (75) 前掲『萩藩閩閩録』3巻(194頁)には粟屋氏の関係文書が収録されている。同書194頁に記されている歴代の粟屋氏の人名の中で「粟屋石見守元吉 始与次郎 采女正 寛永五年十月廿八日死(六十四歳)」が、年齢的に考えて、この文書の宛所に該当すると考えられる。
- (76) 前掲『邦訳日葡辞書』(473頁)では「城を乗り崩す」の意味として「力ずくで城に登って、それを打ち破る」としている。
- (77) 宗教法人本願寺蔵『時慶記』2巻(時慶記研究会編、浄土真宗本願寺派出版事業局本願寺出版社発行、臨川書店総発売元、2005年、101頁、8月27日条)。
- (78) 『言経卿記』10(岩波書店、1977年、212頁、9月3日条)には「大津城へ京極宰相參了、則合戦毎日有之、手負不知数由、城邊放火左右方ヨリ也」と記されている。この記事について、拙稿「在京公家・僧侶などの日記における関ヶ原の戦い関係等の記載について(その2)-時系列データベース化の試み(慶長5年3月~同年12月)-」(『史学論叢』46号、別府大学史学研究会、2016年、93頁)では「義演准2-212頁」として『義演准后日記』第2の212頁の記事として記したが、この出典記載は誤りであり、前掲『言経卿記』10(212頁)の記事とするのが正しいので、この点についてはここで訂正する。
- (79) 『萩藩閩閩録』1巻(山口県文書館、1967年発行、1979年復刻、32頁)。
- (80) 前掲『萩藩閩閩録』1巻(32頁)。
- (81) 新村出編『広辞苑(第六版)』(岩波書店、2008年、2202頁)では「<sup>のぼりさし</sup>轍差」の意味として「戦陣で主人の轍を背負う人」としている。前掲『邦訳日葡辞書』(469頁)では「ノボリサシ(轍差)」の意味として「戦争の時に、竹に付けた丈の高い旗〔轍〕をかかげて行く者」(引用者注:〔轍〕は訳注である)としている。
- (82) 「石州河のほり」とは「石見国」の「河のほり」という地名と考えられる。この「河のほり」という地名は、現在地への比定では「高根県江津市川平町<sup>かわのぼり</sup>南川上」或いは「高根県益田市川登町<sup>かわのぼり</sup>」の2箇所が可能性として考えられる。
- (83) 僕従の「大仁助」は「大」が名字とは考えにくいので、「大仁助」という名前であると考えられる。とすると、

僕従は名字はなく名前だけである点に注意したい。

- (84) 前掲『邦訳日葡辞書』（59頁）では「ボクジュウ（僕従）」の意味として「（下人ども）召使、奉公人」としている。
- (85) 前掲『邦訳日葡辞書』（541頁）では「ラウジュウ」（郎従）の意味として「（郎等）に同じ。ある主君の家中の家来」としている。
- (86) 郎従（兒玉兵助）は名字と名前がある点に注意したい。
- (87) 「8月26日付吉川広家宛増田長盛書状」（前掲『吉川家文書之一』、725号文書）。
- (88) 「8月26日付鍋島勝茂宛増田長盛書状写」（「勝茂公譜考補」二、『佐賀県近世史料』1編2巻、佐賀県立図書館、1994年、218頁）。「8月26日付鍋島勝茂宛増田長盛書状写」（「勝茂公御年譜」一、前掲『佐賀県近世史料』1編2巻、21頁）もほぼ同文である。
- (89) 津城合戦後、鍋島勝茂が在陣した場所は、「同国（引用者注：伊勢国）かとり村御在陣」（「佐賀藩諸家差出戦功書」、『佐賀県史料集成』古文書編、29巻、佐賀県立図書館、1988年、6頁）という説と「野代之御陳所」（前掲「佐賀藩諸家差出戦功書」、『佐賀県史料集成』古文書編、29巻、71頁）という説がある。前者の「かとり村」は現在の三重県桑名市多度町<sup>かとり</sup>香取に該当し、後者の「野代」は現在の三重県桑名市多度町<sup>しものしろ</sup>下野代に該当する。この鍋島勝茂の在陣場所に関して、上記の史料の存在と現在地比定については、佐賀戦国研究会代表の深川直也氏より御教示をいただいた。その御教示に対して感謝する次第である。上記の三重県桑名市多度町香取（以下、香取と略称する）と三重県桑名市多度町下野代（以下、野代と略称する）は、現在の地図において両者間の距離は直線距離で約2kmであるので、ほぼ同じエリアと考えてよからう。大垣と香取は、現在の地図において両者間の距離は直線距離で約25kmであり、香取にしても野代にしても桑名から大垣へのルート上に位置するので、鍋島勝茂が香取（或いは、野代）に在陣した理由は、8月下旬～9月上旬の時点で石田三成などの諸将が籠城していた大垣城を視野に入れていたのではないかと推測される。8月下旬～9月上旬の時点では関ヶ原（山中）がその後、戦場になることは想定外であったので、そのことを鍋島勝茂が想定して香取（或いは、野代）に在陣した、とは考えられない（ちなみに、関ヶ原と香取は、現在の地図において両者間の距離は直線距離で約30kmである）。さらに推測すれば、大垣城をめぐる攻防が石田三成などの諸将にとって有利な戦局になれば鍋島勝茂は大垣へ進出し、逆に不利な戦局になれば、鍋島勝茂はすみやかに上方を目指して撤退できる絶妙な位置（香取、或いは、野代）に在陣した、という見方もできよう。
- (90) 「吉川経実書上影写」（『吉川家文書・別集』〈大日本古文書〉〔東京帝国大学、1932年〕）の中の「附録 石見吉川家文書」の159号文書）。
- (91) 「慶長5年9月23日付垣田勘左衛門宛毛利秀元感状写」（『山口県史』史料編、中世3、山口県、2004年、203頁）。
- (92) 前掲『邦訳日葡辞書』（37頁）によれば、「Atouo suru（後をする）」とは「戦闘の時、退却に際して、後衛となるために、後に残る」という意味であり、前掲『邦訳日葡辞書』（115頁）によれば、「カエシアワセ、スル、セタ（返し合はせ、する、せた）」とは「反転して敵に襲いかかる」という意味である。なお、前掲『邦訳日葡辞書』（37頁）には「Atouo suru（後をする）Xipparaisuru（殿する）」と記されている。前掲『邦訳日葡辞書』（775頁）には「Xipparai シッパライ（尻払い）」の意味として「敵軍との遭遇を阻止するために、

あるいは、何かの場合に備えて、友軍の他の者を先へ向かって撤退させながら、自分らは後衛として残ること」としている。ちなみに、森田武編『邦訳日葡辞書索引』(岩波書店、1989年)を見ても「しんがり」という立項はない。よって、『日葡辞書』の刊行当時(慶長8年)、「しんがり」という読み方・呼び方はなかった可能性が高い。

- (93) 「秀元公関ヶ原え伏見ヨリ御出陣御備」(「内藤家文書」、『下関市史』資料編Ⅳ、下関市、1996年、197~198頁)。
- (94) ただし、加勢として遣わされた鉄炮の者(=鉄炮足軽)には、後掲の〔史料11〕からわかるように、毛利秀元麾下の他の鉄炮組も含まれている。
- (95) 前掲『邦訳日葡辞書』(419頁)では「門口」の意味として「門の入口」としている。
- (96) 前掲『邦訳日葡辞書』(639頁)では「手を砕いて戦ふ」の意味として「力をこめて激しく戦う」としている。
- (97) 「慶長5年9月23日付横山伝兵衛宛毛利秀元感状」(『新修福岡市史』資料編、中世1、福岡市、2010年、1114頁)。
- (98) 前掲『邦訳日葡辞書』(686頁)によれば、「ウチイリ、ル、ツタ(打ち入り、る、つた)」とは「軍勢が引き揚げる、または、退却する」という意味であり、前掲『邦訳日葡辞書』(664頁)によれば、「トリアイ(取合ひ)」とは「喧嘩、または、戦闘」という意味である。
- (99) 前掲『邦訳日葡辞書』(650頁)によれば、「テヅカイ(手遣ひ)」とは「敵などに攻めかかること、あるいは、討ち入ること」という意味であり、前掲『邦訳日葡辞書』(639頁)によれば、「手遣ひをする」とは「敵に対して出撃する、あるいは、敵軍へ攻撃をかける、または、城などへ攻めかける」という意味である。また、『日本国語大辞典(第二版)』2巻(小学館、2001年、324頁)では「うちまわす(打回・打廻)」の意味として「(「うち」は接頭語)周囲をぐるりととりまく」としている。
- (100) 前掲「秀元公関ヶ原え伏見ヨリ御出陣御備」。
- (101) 中村孝也『徳川家康文書の研究』(日本学術振興会、1959年、591~592頁)。前掲『三重県史』資料編、近世1(308頁)。
- (102) 前掲『三重県史』資料編、近世1(309頁)。
- (103) 前掲『中川家文書』(94号文書)。
- (104) 豊臣公儀として城の攻撃ではなく城の受け取り(=接収)が目的であったことや、毛利秀元などではなく、五奉行の一人である長東正家の出陣と記されていること(=豊臣公儀として軍勢を出したということを意味する)に注意したい。
- (105) 図録『松井家三代-文武に生きた人々』(八代市立博物館未来の森ミュージアム、1995年、148頁)。
- (106) この場合、長東正家の「越度」が具体的に何を指すのかは不明である。
- (107) 『愛知県史』資料編13、織豊3(愛知県、2011年、957号文書)。
- (108) 前掲『愛知県史』資料編13、織豊3(958号文書)。
- (109) 『山口県史』史料編、中世4(山口県、2008年、271頁)。
- (110) 前掲『山口県史』史料編、中世4(570頁)。
- (111) 前掲『三重県史』通史編、近世1(290頁)。また、平井上総『兵農分離はあったのか』(平凡社、2017年、40頁)では「武家奉公人とは、武士に仕える従者のことである。藩(大名)に仕える奉公人を武家奉公人、家臣(藩士、

給人。大名に仕える武士）に仕える奉公人を家中奉公人と分けて呼ぶ場合もある。」と指摘されている。

- (112) 藤木久志『雑兵たちの戦場—中世の傭兵と奴隷狩り—』（朝日新聞社、1995年、5～6頁）。
- (113) そのほかに同書で指摘されている諸点について文章内容を単純に要約して記すと、小者＝下人（同書、29～30頁）、武家奉公人＝流れの傭兵（同書、101頁）、中間＝侍の下人（同書、110頁）、忤者＝侍のはしくれ（同書、110頁）、忤者（かせぎもの、かせもの）＝侍の身分で、中間や小者などの下人より地位は少し上だが、「下人・かせもの」と並べて呼ばれるのが常であった（同書、118頁）、中間（下人）には名字はなかったが、忤者には名字と通称があった（同書、118頁）、流れ中間たち＝渡り歩く傭兵（同書、120頁）、侍＝若党や足軽、下人＝小者や中間（同書、128頁）、若党・足軽以下の雑兵たち（同書、131頁）、侍≠武士であり、戦場で主人を助けて戦闘に参加する若党や足軽が狭い意味での侍であるに対して、主人の馬を引いたり、槍や物を運ぶだけの中間・小者・あらしこは侍と区別して下人と呼ばれた（同書、204頁）、足軽や中間クラスの奉公人たち（同書、214頁）、諸奉公人＝侍（足軽・若党）＋下人（中間・小者・あらし子）＝大名に抱えられたすべての雑兵たち（同書、246頁）、傭兵＝下級奉公人たち（同書、254頁）、などの指摘がある。このように、武家奉公人について、傭兵、或いは、雑兵であると指摘している点が藤木説の特徴である。
- (114) 前掲・平井上総『兵農分離はあったのか』（46～47頁）。
- (115) 藤井讓治「身分としての奉公人—その創出と消滅—」（織豊期研究会編『織豊期研究の現在〈いま〉』、岩田書院、2017年）。
- (116) 前掲「吉川経実書上影写」。
- (117) 近藤好和『武器の日本史』（平凡社、2010年、70頁）。
- (118) 盛本昌広『戦国合戦の舞台裏—兵士たちの出陣から退陣まで—』（洋泉社、2010年、39頁）。
- (119) 表10には含まれておらず、本稿とは直接関係ないが、人物以外の項目としては、例えば、『日葡辞書』では「館」（「御殿、すなわち、貴人の家」という意味）の読みは「やかた」ではなく「タチ」である（前掲『邦訳日葡辞書』、597頁）。ちなみに『日葡辞書』では「屋形」（「大身の主君の御殿、または、家屋」という意味）の読みは「ヤカタ」であり（前掲『邦訳日葡辞書』、805頁）、「御殿」（「国王の宮殿」という意味）の読みは「ゴテン」である（前掲『邦訳日葡辞書』、309頁）。
- (120) 前掲『邦訳日葡辞書』（323頁）。
- (121) 前掲『邦訳日葡辞書』（323頁）。
- (122) ただし、『角川新字源』改訂新版（株式会社KADOKAWA、2017年、349頁）によれば、「孤」には「ひとつ」のほか「ひとり」の意味もある。
- (123) ただし、毛利元政組は両日参戦している。
- (124) 前掲「伊勢国津城合戦額注文」（前掲『毛利家文書之一』、377号文書）は2種としてカウントした。
- (125) 前掲「伊勢国津城合戦額注文」（前掲『毛利家文書之一』、377号文書）は2種としてカウントした。
- (126) 前掲「伊勢国津城合戦額注文」（前掲『毛利家文書之一』、377号文書）は2種としてカウントした。
- (127) 前掲『時慶記』2巻（101頁）。
- (128) 上述のように、前掲「8月26日付吉川広家宛増田長盛書状」では、増田長盛は吉川広家に対して美濃方面への転進を命じているが、この場合の美濃方面とは尾張との国境に近い美濃方面という意味にとることができる。

表 1

「伊勢国津城合戦頸注文」

(『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、376号文書)

頸注文

頸 1 ツ	桂藤兵衛 (注1)
頸 1 ツ	高田五郎右衛門尉
頸 1 ツ	服部又兵衛
頸 1 ツ	同彌左衛門尉
頸 2 ツ	宮城太郎兵衛
頸 1 ツ	福波新六
頸 1 ツ	飯田平次
頸 1 ツ	中村彦作
頸 1 ツ	脇八兵衛
頸 1 ツ	三上少七
頸 1 ツ	齋藤孫左衛門尉
頸 1 ツ	田坂善右衛門尉
頸 1 ツ	財満與右衛門尉
頸 1 ツ	栗原少右衛門尉
頸 1 ツ	佐藤悪 <sup>(マツ)</sup> (惣カ) 右衛門尉
頸 1 ツ	翌市兵衛
頸 1 ツ	石井市蔵
頸 3 ツ	山井久次
頸 1 ツ	秋里左馬
頸 1 ツ	木原久蔵
頸 1 ツ	上原長右衛門尉
頸 1 ツ	内藤八郎右衛門尉
頸 1 ツ	楊井彌右衛門尉
頸 1 ツ	福永左介
頸 1 ツ	深田右衛門尉
頸 1 ツ	原田若狭守
頸 1 ツ	横山彌左衛門尉
頸 1 ツ	同傳兵衛
頸 1 ツ	湯浅市兵衛
頸 1 ツ	澤新右衛門尉
頸 1 ツ	内藤四郎右衛門尉 (注2)
頸 1 ツ	井上半三郎
頸 1 ツ	桑田平左衛門尉
頸 1 ツ	井上一郎兵衛
頸 1 ツ	岫原九左衛門尉
頸 1 ツ	金山彌介
頸 1 ツ	中村甚吉六 (註3)
頸 1 ツ	城戸太左衛門尉
頸 1 ツ	篠六左衛門尉
頸 1 ツ	村田七兵衛
頸 1 ツ	植木万蔵
頸 1 ツ	高田彌右衛門尉
頸 1 ツ	井上清衛門尉

頭1ツ	椋木孫衛門尉
頭1ツ	久芳四郎右衛門尉
頭1ツ	重富薩摩
頭1ツ	國貞助兵衛
頭1ツ	久保平右衛門尉
頭1ツ	兒玉彦兵へ
頭1ツ	伊佐源左衛門尉
頭1ツ	中間・七郎兵へ
頭1ツ	松本長左衛門尉
已上（以上）55	

このほか討捕主が、仕寄口、そのほか罷り違って討ち捕えた頭11がある。合わせて頭66と定まる。右のほか、内藤、繁澤、吉見、牧野、多賀、多賀山、そのほか、弓・鐵炮、また、内の者が討ち捕えた頭を揃えて、重ねて（頭）注文を差し上げる予定である。まずもって、今朝までこのようである。

以上

8月25日

堅兵少（＝堅田元慶）

榎中太（＝榎本元吉）

※史料中の文については、適宜、筆者（白峰）が現代語訳をおこなった（以下、表2～表7も同様）。

（注1）「慶長5年9月23日付桂藤兵衛宛毛利秀元感状」（『山口県史』史料編、中世4、山口県、2008年、271頁）には「於勢州津城心懸、敵一人討執候儀、粉骨此事候」と記されている。

（注2）「慶長5年9月23日付内藤四郎右衛門尉宛毛利秀元感状写」（前掲『山口県史』史料編、中世4、570頁）には「勢州津城取詰候時茂、高名抽粉骨神妙候」と記されている。

（注3）史料の原文では「甚吉」の「吉」を見せ消ちで「六」に訂正している。

表 2

「伊勢国津城合戦頸注文」

(『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、377号文書)

頸の注文

【A】毛利六郎左衛門尉 (=毛利元政) の内	
25日、仕寄場にてこれを討取る	
頸 1 ツ	久芳半左衛門尉
24日	
頸 1 ツ	小者・孫介
頸 1 ツ	中間・源七郎
以上	
【B】阿曾沼五郎左衛門の内	
24日	
頸 1 ツ	波多野孫衛門尉
24日	
頸 1 ツ	舟越四兵衛
24日	
頸 1 ツ	宮原新藏
24日	
頸 1 ツ	吉野太郎左衛門尉
以上	
【C】山内九郎兵衛の内	
24日	
頸 1 ツ	谷源兵衛
24日	
頸 1 ツ	小林彦兵へ
24日	
頸 1 ツ	今井喜右衛門尉
24日	
生取一人	小熊清右衛門
以上	
8月25日	元政 (=毛利元政) (花押)

【D】宍戸元次の一手中	
頸 1 ツ	難波十右衛門尉
頸 1 ツ	柰 (=松) 島左兵へ
頸 1 ツ	三木又左衛門尉
頸 1 ツ	ふかせ次郎兵へ
頸 1 ツ	渡邊平左衛門尉
頸 1 ツ	賀屋半右衛門尉
頸 2 ツ	神田六兵へ
頸 1 ツ	河西善介
頸 1 ツ	井上孫右衛門尉
頸 1 ツ	福嶋藤三
頸 1 ツ	河西又介
頸 1 ツ	河井又右衛門尉
頸 1 ツ	瀬崎彌吉

『伊勢国津城合戦頭注文』及び「尾張国野間内海合戦頭注文」に関する考察（その3）（白峰）

頭1ツ	恣（=松）山三郎兵へ
頭1ツ	田上次郎右衛門尉
頭1ツ	荒木平右衛門尉
頭1ツ	木村久藏
頭1ツ	板垣源右衛門尉
頭1ツ	か藤治大夫
頭1ツ	木口與三右衛門尉
頭1ツ	浅原助兵へ
頭1ツ	澁江四郎右衛門尉
頭1ツ	堀又右衛門尉
頭1ツ	丹下與一
頭1ツ	横山八右衛門尉
右 <sup>(マ)</sup> 25(26カ)の頭は宍戸元次の内	
【E】	
頭1ツ	和知勝兵へ
頭2ツ	<sup>(マ)</sup> 冷泉
頭1ツ	杉原與七郎
頭5ツ	石蟹孫兵へ 但し、自身が取った頭は1ツ
頭3ツ	赤木與四郎 但し、自身が取った頭は1ツ
以上（【D】、【E】） <sup>(マ)</sup> 37(38カ)	
8月24日	完備（=宍戸元次）（花押）

表 3

「伊勢国津城合戦頸注文」

(『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、378号文書)

8月24日、津城において討ち捕らえた頸の注文

【A】	
頸 1	口羽七郎左衛門尉
頸 1	同六兵衛
頸 1	祖式二郎右衛門尉
頸 1	同三次郎
頸 1	中村孫右衛門尉
【B】	
頸 1	福原広俊の者…定近助兵衛
頸 1	福原広俊の者…浅海清左衛門尉
頸 1	福原広俊の者…山田勝右衛門尉
頸 1	福原広俊の者…萩田小左衛門尉
頸 1	福原広俊の者…中間・彦八
【C】	
頸 1	乃美三郎兵衛の者…草井源介
【D】	
頸 1	口羽刑部 <sup>(マツ)</sup> 太 (大カ) 輔の者…屋葺清左衛門尉
頸 1	口羽刑部 <sup>(マツ)</sup> 太 (大カ) 輔の者…同久次
頸 1	口羽刑部 <sup>(マツ)</sup> 太 (大カ) 輔の者…高六右衛門尉
頸 1	口羽刑部 <sup>(マツ)</sup> 太 (大カ) 輔の者…綿貫少介
【E】	
頸 1	口羽七郎左衛門尉の者…飯田與左衛門尉
頸 1	口羽七郎左衛門尉の者…東郷新右衛門尉
8月25日	福式 (= 福原広俊) (花押)

表4

「伊勢国津城合戦頸注文」

（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、379号文書）

討ち捕えた頸の注文

【A】	
頸1	益田元祥の内…岩本七衛門尉
頸1	益田元祥の内…遠田七左衛門尉
頸1	益田元祥の内…益田神右衛門尉
頸1	益田元祥の内の小者…孫三郎
頸1	益田元祥の内の小者…孫助
頸1	益田元祥の内…柴岡助衛門尉
頸1	益田元祥の内…廣瀬五衛門尉
頸1	益田元祥の内…小原二衛門尉
頸1	益田元祥の内の小者 <sup>(注1)</sup>
頸1	益田元祥の内…品川二衛門尉
頸1	益田元祥の内の小者…助六
頸1	申共 <sup>かほと</sup> 益田元祥の内…大谷多兵衛尉
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	
【B】	
頸1	安国寺恵瓊の與力の竹井惣兵衛の内…平八 <sup>(注2)</sup>
頸1	安国寺恵瓊の與力…植木五郎兵衛尉
頸1	安国寺恵瓊の與力…植木五郎兵衛尉の小者 <sup>(注3)</sup>
頸1	安国寺恵瓊の與力…平川新蔵
頸1	安国寺恵瓊の與力…裳懸福壽
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	
【C】	
頸1	完 <sup>(マ)</sup> (完カ) 戸十郎兵衛尉
頸1	完 <sup>(マ)</sup> (完カ) 戸十郎兵衛尉の内…與七郎 <sup>(注4)</sup>
頸1	完 <sup>(マ)</sup> (完カ) 戸十郎兵衛尉の内…山中久衛門尉
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	
【D】	
頸1	杉岡長次の内…徳田九郎兵衛尉
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	
【E】	
頸1	熊谷豊前 (=熊谷元直) の内…きり原古文
頸1	熊谷豊前 (=熊谷元直) の内…水落四郎衛門尉
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	
【F】	
頸1	平賀元相の内…日山五郎左衛門尉
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	
【G】	
頸1	井上五郎兵衛 (=井上景貞) の内…小者 <sup>(注5)</sup>
頸1	井上五郎兵衛 (=井上景貞) の内…富永三郎衛門尉
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	
【H】	
頸1	神村三郎兵衛 (=神村元種) の内…新次郎 <sup>(注6)</sup>
己 <sup>(マ)</sup> (己カ)上	

【I】	
顛 1	ほろ共 成羽孫兵衛に御付いた鉄炮頭 <sup>(注7)</sup> …御小者・又衛門尉
顛 1	ただし、一番乗り <sup>(注8)</sup> 成羽孫兵衛の内…田中彌衛門尉
顛 1	成羽孫兵衛の内…三村助藏
顛 1	成羽孫兵衛の内…山本佐五衛門尉
顛 1	成羽孫兵衛の内…渡邊彌二衛門尉
顛 1	成羽孫兵衛の内…山本與七郎
顛 1	成羽孫兵衛の内…小者・與五衛門尉
顛 1	成羽孫兵衛の内…遠山十衛門尉
顛 1	成羽孫兵衛の内…渡邊與三衛門尉
顛 1	成羽孫兵衛の内…平松與助
顛 1	成羽孫兵衛の内…竹市源助
顛 1	成羽孫兵衛の内…おち安衛門尉
<sup>(マ)</sup> 巳 (巳カ) 上	
【J】	
顛 8	毛利豊前守 (= 毛利勝永) <sup>(注9)</sup>
8 月 25 日 安国寺恵瓊 (花押)	
増右 (= 増田長盛)	
堅兵少 (堅田兵部少輔 = 堅田元慶)	

(注 1) 小者の名前は記されていない。

(注 2) 名字がなく名前のみが記されているが、どのような身分であるのかは不明である。

(注 3) 小者の名前は記されていない。

(注 4) 名字がなく名前のみが記されているが、どのような身分であるのかは不明である。

(注 5) 小者の名前は記されていない。

(注 6) 名字がなく名前のみが記されているが、どのような身分であるのかは不明である。

(注 7) 「顛 1 ほろ共」とあるので、「ほろ」(母衣)の付いた顛を取った、という意味であろう。「御小者」(下線引用者)、「成羽孫兵衛に御付いた鉄炮頭」(下線引用者)というように、わざわざ「御」という文字を付ける理由は、主君の毛利輝元、或いは、毛利秀元の小者であるからと考えられる。その小者が成羽孫兵衛に付けられた鉄炮頭であったということは、小者でも鉄炮頭をつとめることができた、ということがわかる。また、鉄炮頭も敵の顛を取った、ということがわかり注目される。

(注 8) 「一番乗り」というのは、津城本丸への一乗りという意味であろう。

(注 9) 毛利家の家臣ではない毛利勝永(豊前守)が取った顛の数も、この顛注文に書かれている点に注意したい。この顛注文(『毛利家文書之一』、379号文書)は安国寺恵瓊が発給しているので、津城合戦では毛利勝永は安国寺恵瓊の指揮下に入って戦ったということになる。

表5

「伊勢国津城合戦頸注文」

（『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、380号文書）

8月24日に津の城二の丸において、討ち取った頸の注文

頸1ツ	渡邊三吉がこれを討ち取る
頸1ツ	天野彦左衛門がこれを討ち取る
頸1ツ	渡邊飛驒守（=渡邊長）の倅者 <sup>（注1）</sup> ・津田源介がこれを討ち取る
頸1ツ	渡邊飛驒守（=渡邊長）の倅者 <sup>（注1）</sup> ・角喜兵衛がこれを討ち取る
頸1ツ	天野彦左衛門の内・田中仁兵衛が討ち取る
以上	
渡邊飛驒守（=渡邊長）の内・1人が用に立った <sup>（注2）</sup>	
渡邊飛驒守（=渡邊長）の内・手負6人	
8月24日	渡邊飛驒守（花押）

（注1）倅者<sup>かきもの</sup> = 倅者とは「最下位に属する武士身分の従者の名称」（『国史大辞典』3巻、吉川弘文館、1983年、327頁）である。倅者には名字がある点に注意したい。

（注2）「用に立った」の意味については、①武功を立てた、②討死した、という、いずれの意味にも解釈できる。

表 6

## 「尾張国野間内海合戦頸注文」

(『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、381号文書)

【A 1】 9月9日、乃美孫兵衛 (=乃美景継) の組中共ニ討ち捕えた頸の注文

頸 1	西井惣右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 2	金山市左衛門がこれを討ち捕らえる
頸 2	赤彌藤右衛門が討ち捕らえる
頸 1	梶山九郎右衛門が討ち捕らえる
頸 1	嶋末彌兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	手嶋與次がこれを討ち捕らえる
頸 1	仁賀田小次郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	芥川孫右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	能島彌左衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	眞田三郎四郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	中一郎兵衛尉が討ち捕らえる
頸 2	せら源左衛門が討ち捕らえる
頸 2	有田喜左衛門が討ち捕らえる
頸 1	大多和善五郎が討ち捕らえる
頸 1	矢原與三が討ち捕らえる
頸 1	平松孫三が討ち捕らえる
頸 1	中間・大郎兵衛が討ち捕らえる
頸 1	中間・彦介が討ち捕らえる
頸 2	中間・喜介が討ち捕らえる
頸 1	中間・惣左衛門が討ち捕らえる
頸 2	中間・五郎左衛門が討ち捕らえる
以上、(頸数) 26 <sup>(マツ)</sup> (27カ)	

【A 2】 9月10日に討ち捕らえた頸のこと

頸 1	乃美小次郎が討ち捕らえる
頸 2	金山市左衛門が討ち捕らえる
頸 1	西井惣右衛門が討ち捕らえる
頸 1	赤彌藤右衛門が討ち捕らえる
頸 1	梶山九郎右衛門が討ち捕らえる
頸 1	島末彌兵衛が討ち捕らえる
頸 1	手島與次が討ち捕らえる
頸 1	芥川孫右衛門が討ち捕らえる
頸 1	中一郎兵衛 (「尉」脱カ) が討ち捕らえる
頸 1	せら源左衛門が討ち捕らえる
頸 1	有田喜左衛門が討ち捕らえる
頸 1	磯兼助兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	河上善兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	岡五郎右衛門尉が討ち捕らえる
頸 1	有田久二郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	金山與平がこれを討ち捕らえる
頸 1	賀藤平七がこれを討ち捕らえる
頸 1	手島源五がこれを討ち捕らえる
頸 1	賀藤次右衛門が討ち捕らえる
頸 1	有田又兵衛尉が討ち捕らえる

頭1	眞田彌右衛門がこれを討ち捕らえる
頭1	宮原清三が討ち捕らえる
頭1	有田源次が討ち捕らえる
頭1	中間・善次郎がこれを討つ
頭1	中間・藤左衛門がこれを討つ
頭1	中間・源兵衛がこれを討つ
頭1	中間・新兵衛がこれを討つ
頭1	中間・惣八が討ち捕らえる
頭 <del>1</del> 2	中間・孫七がこれを討つ (注1)
頭1	彦三郎がこれを討つ (注2)
頭1	源四郎がこれを討つ (注3)
頭1	中間・市蔵がこれを討つ
頭1	中間・小六がこれを討つ
頭1	中間・孫三郎がこれを討つ
頭1	中間・七右衛門がこれを討つ
頭2	中間・五郎左衛門がこれを討つ
頭1	中間・彦二郎がこれを討つ
頭1	中間・惣左衛門がこれを討つ
頭1	中間・小市がこれを討つ
頭1	孫二郎がこれを討つ (注4)
以上、頭数 <sup>(マ)</sup> 689 (70カ) (注5)	

右（【A1】、【A2】）は、乃美孫兵衛の家中<sup>(マ)</sup>へ（ガカ）これを討ち捕らえた (注6)

【B】 9月10日に討ち捕らえた頭のこと

頭1	乃美清次郎がこれを討ち捕らえる
頭1	中間・二郎右衛門がこれを討つ
頭1	中間・與吉がこれを討つ
以上、頭数3	

右（【B】）は、乃美清<sup>(マ)</sup>二（次カ）郎の家中が共にこれを討ち捕らえた

【C】 9月10日に討ち捕らえた頭のこと

頭1	白井小平次がこれを討ち捕らえる
----	-----------------

【D】 9月10日に討ち捕らえた頭のこと

頭1	乃美主殿助がこれを討ち捕らえる
頭1	脇三郎がこれを討ち捕らえる
頭1	小原彌十郎がこれを討ち捕らえる
頭1	田原次郎作が討ち捕らえる
頭1	天野彌平が討ち捕らえる
頭1	田村彦大郎が討ち捕らえる
頭2	中間・彦三がこれを討つ
頭1	中間・喜六がこれを討つ
頭1	中間・彦八がこれを討つ
頭2	中間・才吉がこれを討つ
頭1	中間・万五郎がこれを討つ
頭1	中間・五郎左衛門がこれを討つ
頭1	中間・何若がこれを討つ
頭1	中間・彌五郎がこれを討つ
以上、頭数16	

右（【D】）は、乃美主殿助の家中共に、これを討ち捕らえた

【E 1】 9 月 9 日に討ち捕らえた頸のこと

頸 1	木谷右衛門尉がこれを討ち捕らえる
頸 2	伊藤市蔵がこれを討ち捕らえる
頸 1	中間・助兵衛がこれを討つ
頸 1	中間・助六がこれを討つ
頸 1	中間・彦二郎がこれを討つ
頸 1	中間・五郎がこれを討つ
以上、頸数 7 ツ	

【E 2】 9 月 10 日に討ち捕らえた頸のこと

頸 2	菅又六がこれを討ち捕らえる
頸 1	高垣與四郎が討ち捕らえる
頸 1	中間・五郎が討ち捕らえる
頸 1	中間・與三郎が討ち捕らえる
頸 1	中間・小七がこれを討つ
以上、頸数 13	

右（【E 1】、【E 2】）は、木谷右衛門尉の家中共に、これを討ち捕らえた

【F 1】 9 月 9 日に討ち捕らえた頸のこと

頸 1	岡崎助三がこれを討ち捕らえる
頸 1	矢木勝右衛門が討ち捕らえる
頸 2	神同與右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	材間孫市がこれを討ち捕らえる
以上、頸数 5	

【F 2】 9 月 10 日に討ち捕らえた頸のこと

頸 1	岡崎助三がこれを討ち捕らえる
頸 1	矢木勝右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	神同與右衛門が討ち捕らえる
頸 1	材間孫市がこれを討ち捕らえる
頸 1	柚木彦二郎が討ち捕らえる
頸 1	包久藤兵衛が討ち捕らえる
頸 1	中間・五郎右衛門が討ち捕らえる
頸 1	中間・與一郎がこれを討つ
頸 2	中間・小左衛門がこれを討つ
頸 1	中間・與三右衛門がこれを討つ
頸 1	中間・助二郎がこれを討つ
以上、頸数 167 <sup>(注 7)</sup>	

右（【F 1】、【F 2】）は、包久彌三郎の家中が討ち捕らえた

【G】 9 月 9 日に討ち捕らえた頸のこと

頸 1	乃美新十郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	中間・源次がこれを討つ
以上、頸数 2	

【H 1】 9 月 9 日に討ち捕らえた頸のこと

頸 1	有田彌七郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	入江久右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	中間・小市がこれを討つ
頸 1	中間・作右衛門がこれを討つ
以上、頸数 4 ツ	

【H2】9月10日に討ち捕らえた頭のこと

頭1	入江久右衛門がこれを討ち捕らえる
頭1	中間・小一がこれを討つ
頭1	中間・久三がこれを討つ
頭1	中間・作右衛門がこれを討つ
以上、頭数8ツ	
右（【H1】、【H2】）は、有田彌七郎の家中が共に討ち捕らえた	

以上
合計頭数130
乃美孫兵衛の組中 <sup>(ツマ)</sup> へ（が <sup>カ</sup> ）これを討ち捕らえた
9月12日 乃美孫兵衛（花押）

（注1）史料原文では「一」を見せ消ちで「二」に訂正している。

（注2）「中間」とは書かれていないので、中間以外の身分ということになるが、具体的にどのような身分なのかは不明である。

（注3）「中間」とは書かれていないので、中間以外の身分ということになるが、具体的にどのような身分なのかは不明である。

（注4）「中間」とは書かれていないので、中間以外の身分ということになるが、具体的にどのような身分なのかは不明である。

（注5）【A1】と【A2】の頭数の合計は実際にカウントすると70になる。

（注6）乃美孫兵衛の「家中」としている点に注意すること。この場合の家中は毛利家全体の「家中」ではなく、乃美孫兵衛の「家中」という意味である。表6における他の「家中」の事例も、毛利家全体の「家中」ではないという意味で同様である。

（注7）史料原文では「十六」の「六」を見せ消ちで「七」に訂正している。

表 7

## 「尾張国野間内海合戦頸注文」

(『毛利家文書之一』〈大日本古文書〉、382号文書)

## 【A 1】 9月9日、討ち捕えた頸の注文

頸 1	村上四郎兵衛が討ち捕らえる
頸 1	同藤右衛門が討ち捕らえる
頸 1	野上彌三郎が討ち捕らえる
頸 1	渡邊神右衛門が討ち捕らえる
頸 1	小田彌七郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	貞助傳一郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	津島十郎右衛門が討ち捕らえる
頸 1	安福孫八がこれを討ち捕らえる
頸 1	長野五郎兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	垣屋助右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	下見又兵衛尉がこれを討ち捕らえる
頸 2	別府一郎兵衛が討ち捕らえる
頸 2	池田四兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 2	別府與五郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	河本三郎兵衛が討ち捕らえる

## 【A 2】 9月10日、討ち捕えた頸のこと

頸 1	別府一郎兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	池田四兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 2	別府平蔵がこれを討ち捕らえる
頸 1	同與五郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	内藤新六がこれを討ち捕らえる
頸 2	鹽飽孫四郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	鴨池左助がこれを討ち捕らえる
頸 2	小川平右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 2	同一郎右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	高田一郎五郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	山本與兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	馬越 <sup>(マカ)</sup> 大(太カ)郎兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	津島六郎右衛門が討ち捕らえる
頸 1	野上彌三郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	池田次郎兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	田坂小七郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	貞助傳一郎がこれを討つ
頸 1	同傳二郎が討ち捕らえる
頸 1	黒川助兵衛がこれを討ち捕らえる
頸 1	小川三郎右衛門が討ち捕らえる
頸 1	安福孫八がこれを討ち捕らえる
頸 1	兒島惣助がこれを討ち捕らえる
頸 1	小田彌七郎が討ち捕らえる
頸 2	小寺安右衛門が討ち捕らえる
頸 1	池田七郎右衛門が討ち捕らえる
頸 1	豊田善右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	岸本與一郎がこれを討ち捕らえる

頸1	同源五郎がこれを討ち捕らえる
頸1	高須次郎左衛門が討ち捕らえる
頸1	河本三郎兵衛がこれを討ち捕らえる
頸1	中間・彌右衛門が討ち捕らえる
頸2	中間・與吉がこれを討つ
頸1	中間・九郎五郎が討ち捕らえる
頸1	中間・彌三郎が討ち捕らえる
頸1	中間・二郎が討ち捕らえる
頸1	中間・三郎次郎が討ち捕らえる
頸1	中間・源左衛門が討ち捕らえる
頸1	中間・十郎次郎が討ち捕らえる
頸1	中間・源五郎が討ち捕らえる
頸1	中間・彌七が討ち捕らえる
頸1	中間・新五郎が討ち捕らえる
頸1	中間・惣五郎が討ち捕らえる
頸1	中間・與三右衛門が討ち捕らえる
以上（【A1】、【A2】）、頸数66 <sup>(77)</sup> （67カ）	
右は、村上八郎左衛門尉（=景広）の家中へ <sup>(77)</sup> （ガカ）これを討ち捕らえた	

【B1】9月9日、討ち捕えた頸の注文

頸1	中間・助兵衛がこれを討つ
----	--------------

【B2】9月10日

頸2	下見 <sup>(77)</sup> （太カ）郎右衛門がこれを討ち捕らえる
頸1	佐藤孫右衛門が討ち捕らえる
頸1	田頭彌左衛門が討ち捕らえる
頸1	中間・與三兵衛が討ち捕らえる
頸1	中間・二郎右衛門が討ち捕らえる
頸1	中間・孫兵衛が討ち捕らえる
以上（【B1】、【B2】）、頸数8ツ	

右は、下見<sup>(77)</sup>（太カ）郎右衛門の家中が共にこれを討ち捕らえた

【C1】9月9日、討ち捕えた頸の注文

頸1	村上次郎兵衛が討ち捕らえる
頸2	難波五右衛門がこれを討ち捕らえる
頸1	中間・孫兵衛が討ち捕らえる
以上	

【C2】9月10日

頸1	難波加右衛門がこれを討ち捕らえる
頸1	林久左衛門がこれを討ち捕らえる
頸1	河内山平太郎が討ち捕らえる
頸1	土屋彦作がこれを討ち捕らえる
頸1	中間・孫兵衛が討ち捕らえる
以上（【C1】、【C2】）、頸数9	
右は、村上次郎兵衛の家中が共にこれを討ち捕らえた	

【D1】9月9日、討ち捕えた頸の注文

頸3	寺尾空左衛門が討ち捕らえる
頸1	富田助右衛門が討ち捕らえる
頸1	中間・菊蔵が討ち捕らえる

【D 2】 9 月10日、討ち捕えた頸の注文

頸 1	中間・源次郎が討ち捕らえる
頸 1	中間・彌三郎が討ち捕らえる
頸 1	中間・五郎 <sup>(マツ)</sup> 大(太カ)郎が討ち捕らえる
頸 1	中間・市蔵が討ち捕らえる
以上 (【D 1】、【D 2】)、頸数 9	
右は、村上仁三郎の家中がこれを討ち捕らえた	

【E 1】 9 月 9 日、討ち捕えた頸の注文

頸 1	兒玉孫三がこれを討ち捕らえる
頸 1	村上惣兵衛が討ち捕らえる
頸 1	中間・新兵衛が討ち捕らえる

【E 2】 9 月10日、討ち捕えた頸の注文

頸 1	村上新五郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	宅沼源次が討ち捕らえる
頸 1	村上惣兵衛が討ち捕らえる
頸 1	中間・喜右衛門が討ち捕らえる
頸 1	中間・彌右衛門が討ち捕らえる
頸 1	中間・大 <sup>(マツ)</sup> (太カ)郎兵へが討ち捕らえる
頸 1	中間・新左衛門が討ち捕らえる
以上 (【E 1】、【E 2】)、頸数10	
右は、村上新五郎の家中が共にこれを討ち捕らえた	

【F 1】 9 月 9 日、討ち捕えた頸の注文

頸 1	宮崎彌右衛門がこれを討ち捕らえる
-----	------------------

【F 2】 9 月10日、討ち捕えた頸の注文

頸 1	村上六右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 2	同惣右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	伊賀彌七郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	金山與一郎がこれを討ち捕らえる
頸 1	田坂彦左衛門がこれを討ち捕らえる
頸 2	宮河彌右衛門がこれを討ち捕らえる
頸 1	梶原惣左衛門が討ち捕らえる
頸 1	安邊孫左衛門が討ち捕らえる
以上 (【F 1】、【F 2】)、頸数11	
右は、村上又三郎の家中 <sup>(マツ)</sup> へ(ガカ)討ち捕らえた	

【G】 9 月 9 日、討ち捕えた頸の注文

頸 1	吉田善右衛門が討ち捕らえる
頸 1	中間・與六が討ち捕らえる
頸 1	中間・惣五郎が討ち捕らえる
以上 (【G】)、頸数 3 ッ	
右は、吉田善右衛門の家中が共に討ち捕らえた	

都合 (= 総合計) 頸数1167 (注1)	
9 月12日	村上八郎左衛門尉 (花押)

(注1) 史料の原文では「百十六」の「六」を見せ消ちで「七」に訂正している。

表 8

9月9日に討ち取った頭数（表6）

A 1	27
E 1	7
F 1	5
G	2
H 1	4
合計	45

a

9月10日に討ち取った頭数（表6）

A 2	43
B	3
C	1
D	16
E 2	6
F 2	12
H 2	4
合計	85

b

9月9日に討ち取った頭数（表7）

A 1	18
B 1	1
C 1	4
D 1	5
E 1	3
F 1	1
G	3
合計	35

c

9月10日に討ち取った頭数（表7）

A 2	49
B 2	7
C 2	5
D 2	4
E 2	7
F 2	10
合計	82

d

$$a + c = 80$$



9月9日に討ち取った頭数の合計

$$b + d = 167$$



9月10日に討ち取った頭数の合計

※ 9月9日と9月10日に討ち取った頭数の総合計（ $a + b + c + d$ ）は247になる。

表 9

各表 (表 1～表 7) におけるそれぞれの全体人数に占める武家奉公人のウエイト (%)

	全体人数	全体人数に占める武家奉公人の人数	全体人数に占める武家奉公人のウエイト (%) (注1)
表 1	52人	1 人 (=中間 1 人)	1.9%
表 2	11人 (注2)	2 人 (=小者 1 人・中間 1 人)	18.2%
表 3	17人	1 人 (=中間 1 人)	5.9%
表 4	40人	8 人 (=小者 8 人)	20.0%
表 5	5 人	2 人 (=悴者 2 人)	40.0%
表 6	115人	47人 (=中間47人) (注3)	40.9%
表 7	102人	31人 (=中間31人) (注4)	30.4%

(注 1) %の数値は小数点第二位を四捨五入した。

(注 2) 表 2 の【A】～【C】の合計人数を示す。

(注 3) 名前が重複している 4 人はダブルカウントした。

(注 4) 名前が重複している 1 人はダブルカウントした。

表10

## 『日葡辞書』における武家奉公人等の用例

用 語	読 み	意 味
侍 <sup>(注1)</sup>	サブライ	貴族、または、尊敬すべき人〔武士〕。 545 l ※〔武士〕は訳注である <sup>(注2)</sup> 。
▼ 若党	ワカタウ	ある主君に仕える若者。また、下では、奉公する下僕の意。 675 r <sup>(注3)</sup>
又若党	またわかとう	或る主君の身分ある家臣に仕える若い兵士。 675 r <sup>(注4)</sup>
若侍	ワカサブライ	若者の貴族〔武士〕。 675 r ※〔武士〕は訳注である。
若い	ワカイ	新しくて柔らかな（もの）、または、新しく生まれた年齢の少ない（もの）。 675 l
若い人	－	十五歳から二十五歳前後までの若者。 675 l
若武者	ワカムシヤ	若者の武士。 675 l
▼ 足軽	アシガル	戦闘の時、前衛となって進み、時々敵中へ突入したり、戦場の偵察をしたりする軽捷な兵士。 42 l
▼ 小人	コビト	上靴を取る〔草履取〕とか、その他下賤な役目とかを勤める若者。 133 r ※〔草履取〕は訳注である。
▼ 小者	コモノ	草履取りとかその他卑しい役を勤める若者。 145 r <sup>(注5)</sup>
又小者	マタゴモノ	ある主君の家来に仕えている、奉公の若者。 388 l <sup>(注6)</sup>
小坊	コバウ	小者と同じように人に仕える、頭を剃った小僧。 133 r
強力	ガウリキ	山伏の小者。山伏の下僕、あるいは、召使。 308 r
▼ 中間	チュンゲン	馬丁。 130 l <sup>(注7)</sup>
▼ <sup>あらしこ</sup> 荒子		記載なし <sup>(注8)</sup>
▼ 下人	ゲニン	（下の人）従僕・家来、または、奉公人。 295 r
▼ <sup>げなん</sup> 下男		記載なし
▼ 所従	シヨジュウ	家の奉公人や家以外に居る家来。 793 l <sup>(注9)</sup>
▼ 被官 <sup>(注10)</sup>	ヒクワン	家来。 241 r
又被官	マタビクワン	家来のそのまた家来。 388 l
重代の被官	－ <sup>(注11)</sup>	何代にもわたる昔からの家臣。 320 l
日比召し使うた被官	－	長期間召し使った家臣。 399 r

	里被官	サトビクワン	ある村に住んでいて主君に仕える家臣で、主君から呼び寄せられた時には、それに対する一定の住い・住居費用を貰う者。 561 l
	家来	ケライ	一族の人々、あるいは、一家に属する人々。 489 r
	家来の者	—	ある家に属する人々、または、家臣、召使ども。 489 r
	召し使ひ、ふ、うた	メシツカイ、ウ、ウタ	人を使う。 399 r
▼	殿原	トノバラ	貴族や騎士よりも下級で、従士にあたる者。 661 l
▼	下部	シモベ	身分の卑しい奉公人の男や女。 767 r
	男下部	おとこしもべ	767 r
	女下部	おなごしもべ	767 r
▼	雑色	ザウシキ、または、ザッシキ	公方や屋形の家中の或る階級で、中間よりも下級の者。 844 l (注12)
	凡下	ボンゲ	凡夫と同じ。 60 r
	凡下な、または、凡下の者	—	学問もなければ、官位もない下賤な者。 60 r
	凡夫	ボンブ	無知な人、または、学問や官位のない人。 60 r
▼	悴者・加世者	カセモノ	下級の武士、または、知行や年金の少ししかない貴族。 113 l (注13)
▼	悴者・加世者	カセモノ	Tonobara (殿原) に同じ。取次ぎその他上品な用事を勤める従士のような者。 113 l (注14)
■	僕従	ボクジュウ	(下人ども) 召使、奉公人。 59 r
	従僕		記載なし
	武士	ブシ	軍人。 69 l
	武士衆	—	兵士たち。 798 r ※「衆」は「シュ」と読む (798 r)。
	士分		記載なし
	武家奉公人		記載なし
▼	奉公人	ホウコウニン	主人に仕え、主人から俸禄とか給金などを受けている人。 255 r (注15)
	家人	ケニン	(家の人) 親戚関係とか主従関係とかのつながりなどによって、ある家、または、一族に所属する家来、または、人。 485 r
	武家	ブケ	(武士の家) 公方を棟梁とする兵士、あるいは、騎士の一族。公方はまた、Xōgun (将軍) とも呼ばれ、日本国王の軍隊の総司令官である。 66 l
	武官	ブクワン	(武し、官る) 武士や騎士の官職。 66 r

文官		記載なし
従者		記載なし
主従	シュウジュウ	(主人と下人) 主人と、奴僕または奉公人と。 801 l
主人	シュジン	主人。 801 l
奴僕	ヌボク	同上(引用者注:「同上」とは「ヌビ(奴婢)」と同じ意味、ということの意味する)。 475 l
奴婢僕従	ヌビボクジュウ	同上(引用者注:「同上」とは「ヌビ(奴婢)」と同じ意味、ということの意味する)。 475 l
奴婢	ヌビ	奉公人の男、または、女。 475 l
奴	ヤツコ	下僕、奴隸、または、捕虜。 813 l
家臣		記載なし
家中	カチュウ	(家の中) 家の内部。また、ある主君の一族、または、その家来ども。 74 l
家	イエ	また、家族・一族。 (廃れたる家を興す) 今はもう滅んでいる一族、あるいは、家系を再興する。 352 l
家子	イエノコ	屋形(Yacata) などのような大身の主君の遠い血縁の者。 352 l (注16)
譜代の主人。または、譜代の下人	-	多くの代を経た昔からの主人、または、召使。 271 r
徒者	カチモノ	徒歩で行く軍勢、または、徒歩で旅をする人。 74 l
徒武者	カチムシャ	歩兵。 74 l
徒小姓	カチゴシャウ	徒歩で行く小姓。 73 r
徒立	カチダチ	徒歩の人々または兵士ども。 73 r ※複数形である点に注意すること。
歩兵	ブヒャウ	(徒立ちの武者) 将棋の駒の歩。 64 l
仕丁	ジチャウ	(夫丸) に同じ。人足、すなわち、荷物を運搬する人。 360 l
夫丸	-	戦いの際に荷物を運搬する者、雑役や工事を する者。また、歩兵。 64 l
夫丸	ブマル	人足、すなわち、荷物などを運搬する者。 64 r
夫	ブ	荷物を荷車にのせたり、かついだりして運搬する者。 63 l
相の夫	アイノブ	大勢と一緒に雑役をし、あるいは、荷を運ぶ人夫。 18 l

人夫。または、人足	ニンブ。または、ニンソク	荷役の人、すなわち、荷物を運ぶ人。 465 r
一族	イチゾク	一家族、あるいは、一つの親族。 329 l
郎等	ラウドウ	ある主君の臣下たる武士。 540 l (注17)
郎従	ラウジュウ	(郎等) に同じ。ある主君の家中の家来。 541 l
従類	ジュウレイ	(従ふ類) 家来どもの一族。 (従類眷属) 家来と遠い親戚の一族と、または、 ある家に所属する人々。 373 l
眷属	ケンゾク	一族。 487 r
又家来		記載なし
陪臣		記載なし
騎馬	キバ	Vmanori (馬乗) に同じ。乗り手、すなわち、 馬に乗って行く人。 (騎馬の衆) 馬に乗った人々。 492 r
馬乗	ウマノリ	騎手、すなわち、馬に乗って行く人、または、 上手な騎手。 691 r
馬乗の衆	ウマノリノシュ	馬に乗って行く人々、すなわち、騎馬隊。 691 r ※複数形である点に注意すること。
馬武者	ウマムシャ	騎馬の武士、すなわち、馬に乗って行く武士。 691 r
従士		記載なし
兵士	ヘイジ	(つはもの、をつと) 兵士。文書語。 220 l
兵士	ヒヤウジ。または、 ヘヤウジ	兵士。 235 r
兵士	ヒヤウジ	何か物を支払って通る港とか通路とかを警備する兵士。 235 r
兵	ツワモノ	兵士、または、軍勢。 637 r ※複数形の意味もある点に注意すること。
陣夫	ゲンブ	(陣に連るる人夫) 陣地で荷物をかついだり運んだりする者。 316 r
与力	ヨリキ	軍隊の中で、また、重立った主君への奉公を勤めるのに、他の人に従属している者。 829 r

## 《参考》

百姓	ヒヤクシャウ	農夫。 226 r
農民		記載なし
農夫	ノウフ	田畑を耕作する農民。 470 l
農人	ノウニン	田畑を耕作する農夫。 471 r

《軍事関係用語》

手	テ	軍勢。 ※「手」にはいろいろな用例・意味が記されているが、それらは省略する。 ※（手を合はする）、（手が合うた）、（手を失ふ）、（手分けをする。または、手を分くる、または、分かつ）、（某の手に付く）、（手遣ひをする）、（手を出す。または、手出しをする）、（手が塞がる）など、「手」＝「軍勢」という意味で使用している用例の意味が記されている。 639 r
■ 手	テ	軍勢の集団〔部隊〕。 ※〔部隊〕は訳注である。
手勢	テゼイ	自分の配下の兵士や軍勢。 643 l
一手		記載なし
組中		記載なし
備え	ソナエ	※意味は記されているが、軍事用語としての意味は記されていない。 572 r
一軍	イチグン	一万二千五百人の兵士から成る一隊。 325 r (注18)
■ 一陣	イチゼン	中隊など、軍の単位の数え方。 325 r
■ 一陣	イチゼン	軍隊の前衛。例、（一陣に進む）先頭に進む。 325 r
先陣	センゼン	前衛、すなわち、先に立って行く部隊。 751 l
軍勢	ゲンゼイ	軍勢、あるいは、兵士の集団。 312 l ※複数形である点に注意すること。
人数	ニンジュ	（人かず）人々の数、または、大勢の人々・軍勢。 466 l

※上表は、土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、1980年）をもとに作成した。

※上表において、数字は前掲『邦訳日葡辞書』のページ数を示す。そのページにおいて、rは右欄、lは左欄を示す。

以下の（注）においても同様である。

※上表において、「読み」のカタカナ表記は前掲『邦訳日葡辞書』における読みを示す。

※上表において、「読み」のひらがな表記は、森田武編『邦訳日葡辞書索引』（岩波書店、1989年）における読みを示す。

※上表において、▼は武家奉公人を示す。

※上表において、■は『日葡辞書』補遺所収の見出し語であることを示す。

（注1）このほか、「サブライギ（侍気）」（545 l）の意味として「（侍のこころ）すなわち、貴族〔武士〕としてのすぐれた気質」としている。この場合、〔武士〕は訳注であるので、『日葡辞書』における「侍気」の意味には「武士」という言葉は含まれない。そして、「（侍気を持った人）貴族としてのすぐれた気質を具えた人」としている。ちなみに、「キゾク（貴族）」（514 r）の意味として「公家の一族などのような、高貴な一族、または、高貴な人々」としている。

（注2）〔武士〕は訳注であるので、『日葡辞書』における「侍」の意味には「武士」という言葉は含まれない。

（注3）ちなみに「シモ（下）」（767 r）の意味は「下の部分。また、これらの島々、すなわち、西国。」である。

（注4）「身分のある家臣」というのは大身家臣という意味であろう。よって、主君から見ると「又若党」は又家来（陪臣）ということになる。

（注5）「イッコ（一孤）」（323 r）の意味として「ただ一つだけ」としている。その用例として「（小者一孤の体ぢや）あの人下男ただ一人を連れてきているだけである」としている。この場合、「小者一孤」という使い方であり、「小者一人」という使い方でない点には注意すべきであろう。

- (注6) ちなみに、「マタ(又)」(387r)の意味として「副詞。さらにもう一度。」としている。
- (注7) 前掲『邦訳日葡辞書』(130l)の説明では、「中間」の読み方が「チュンゲン(Chūngen)」である点について「ここは配列位置から見るとChūngen(チュウゲン)の誤植とも考えられるが、chunguenという形も存した可能性がないではない。」としている。ただし、前掲『邦訳日葡辞書』(844r)の「雑色」の意味を述べた箇所では「中間(Chūguens)よりも下級の者」と記されているので、「チュウゲン」という読みも存在したことになる。
- (注8) 『日葡辞書』に記載されていない(立項されていない)ということは、この言葉の使用範囲が地域的に限定されていた(地域的な偏差があった)ということを示すのかも知れない。
- (注9) また「(所従眷属)同上」とあり、「所従眷属」も同じ意味としている。ちなみに「ケンゾク(眷属)一族」(487r)としている。よって、「所従眷属」とは「所従一族」という意味になる。
- (注10) 平井上総『兵農分離はあったのか』(平凡社、2017年、44頁)では、「被官」について「この言葉は奉公人階層以外にも使われる」としている。
- (注11) 前掲『邦訳日葡辞書』(320l)において立項されている「重代」の読みは「ヂュウダイ」である。
- (注12) 「クバウ(公方)」(159r)の意味は「(将軍の)日本全体の総大将、あるいは、総司令官の位。」としている。「ヤカタ(屋形)」(805r)の意味は「公家以外の、重だった主君の或る位。」としている。「ジャップン(上聞)」(367r)の意味は「公方や屋形などのような高貴な人の耳に入れる、すなわち、言うこと。」としている。この文からは、「公方や屋形など」=「高貴な人」という意味であることがわかる。
- (注13) 「カセ(悴)」(112r)の用例として「(悴せた人)瘦せてやつれた人」としている。「カセ(悴)」(112r)の意味として「比喩。貧乏で、家財もない。」としている。「カセイエ(悴家)」(113l)の意味として「貧しい家。これは人が自分の家を謙遜して言う語である。」としている。よって、「カセ(悴)」の意味としては「貧しい」という意味が本来の意味であろう。
- (注14) 前掲『邦訳日葡辞書』(113l)の説明では、「補遺のこの説明は、本篇(前条)の説明を補正したもの。Tonobaraの条の説明や当時の用例を検するに、下級の武士で主人の側近にあっていろいろの用を弁ずる者、あるいは、雑用をつとめる侍者であって、上の二条(引用者注:「カセモノ(悴者・加世者)の『日葡辞書』の本篇の項目と補遺の項目という意味)を合わせた説明がほぼ当たると思われる。」としている。
- (注15) 「ホッコウ(奉公)」(255r)の意味として「仕えること。」としている。
- (注16) 『日本国語大辞典(第二版)』1巻(小学館、2000年、812頁)では、「家子(いえのこ)」の説明として「血縁関係がなく臣従したものを郎等、郎従、所従、家人などと呼んだのに対する語」としている。また、新村出編『広辞苑(第六版)』(岩波書店、2008年、126頁)では、「家の子」の説明として「郎等(主家と血縁関係のない従者)と区別する」としている。
- (注17) 前掲『広辞苑(第六版)』(3001頁)では、「郎等(ろうどう)」の説明として「主人の血縁者である家子(いえのこ)とは区別する」としている。
- (注18) 一軍=1万2500人ということになる。具体的なこの人数(1万2500人)として、1つの単位になっている点は注目される。この情報の根拠は何からであるのかは不明である。1万2500人について、100石=3人役と仮定すると41万6666.7石(小数点第二位を四捨五入)=1万2500人の軍役となり、100石=4人役と仮定すると31万2500石=1万2500人の軍役となり、100石=5人役と仮定すると25万石=1万2500人の軍役となる。計算上、端数が出ないケースを勘案すると、100石=4人役、或いは、100石=5人役を想定している可能性が高い。今後、日本側の史料を検討する際にも、一軍=1万2500人という原則があてはまるかどうか考察すべきであろう。

表11

『日葡辞書』における武家奉公人などの用語の意味についてのグループ分け

▼…表10において武家奉公人としたもの

A 【戦時（軍事）に特化した意味・身分のグループ】

▼足輕	→『日葡辞書』では一般的な意味での武家奉公人ではなく、戦時（軍事）に特化した身分として認識されている。
兵士	
武士	
武士衆	

B 【武士・貴族としているグループ】

▼悴者	→『日葡辞書』の本編と補遺ではやや意味が異なる。『日葡辞書』の補遺では「従士」としている。 →『日葡辞書』では「悴者」と「殿原」は「従士」としているのので、下級の武家奉公人とは違うことになる。
-----	---

C 【貴族としているグループ】

侍＝貴族	→『邦訳日葡辞書』での「侍」の意味における〔武士〕は訳注であるので、『日葡辞書』における「侍」の意味には「武士」という言葉は含まれない。
若侍	
▼悴者	

※このほか、「サブライギ（侍気）」(545 l) の意味として「（侍のころ）すなわち、貴族〔武士〕としてのすぐれた気質」としている。この場合、〔武士〕は訳注である。そして、「（侍気を持つた人）貴族としてのすぐれた気質を具えた人」としている。ちなみに、「キゾク（貴族）」(514 r) の意味として「公家の一族などのような、高貴な一族、または、高貴な人々」としている。ちなみに、『日葡辞書』では「武士」は「軍人」(69 l) の意味、「武士衆」は「兵士たち」(798 r) の意味としているので、「武士」が戦時・軍事に特化した意味・身分に限定される普通名詞であるのに対して、「侍」には戦時・軍事の意味が全く含まれていない点は注目される。つまり、「侍」と「武士」は根本的に意味が異なり、「侍」は「貴族」であるが、「武士」は「貴族」ではないので、「侍」は「武士」とは異なる特別な限定された上級の階級・身分ということになる。

D 【下賤、或いは、卑しい、という表記がされていないグループ】 →上級の武家奉公人

▼中間	
▼足輕	→『日葡辞書』では戦時（軍事）に特化した身分として意味が記されており、武家奉公人という意味は『日葡辞書』にはない。
▼下人	
▼所従	
▼被官	
▼殿原	→貴族や騎士よりも下級で、従士にあたる者。
▼悴者	→奉公という意味は含まない。 →『日葡辞書』では、「悴者」は「殿原」と同じ意味としている。
▼雑色	→中間よりも下級の者。よって、中間が上、雑色が下という上下関係がわかる。
奴婢	→女も含む。
▼奉公人	→主人から対価（俸禄、給金など）をもらう。

※「中間」の意味が、単に「馬丁」となっているが（表10参照）、「中間」は最も一般的な武家奉公人であると考えられるので、武家奉公人としての一般的な意味の説明がない点（「奉公」という言葉、或いは、それに準ずる言葉が出てこない）は不可解である。

E 【下賤、或いは、卑しい、という表記がされているグループ】 → 下級の武家奉公人

▼小人	下賤な役目とかを勤める若者。
▼小者	卑しい役を勤める若者。
▼下部 → 女も含む	身分の卑しい奉公人の男や女。
凡下な、または、凡下の者	学問もなければ、官位もない下賤な者。
凡下	凡夫に同じ。
凡夫	

F 【若者という表記がされているグループ】 ※ 「又若党」は除く

▼若党	
又若党 → 「若者」ではなく「若い兵士」とする。	
若侍	
若武者	
▼小人	
▼小者	
又小者	

※『日葡辞書』では「若い人」の意味として「十五歳から二十五歳前後までの若者」としているの、  
「若者」というのは、その年令に該当する者ということになる。

G 【戦場における非戦闘員としているグループ】

陣夫
----

※「夫丸」には「歩兵」という意味もある。これは、場合によっては戦闘員になったという意味であろう。

H 【奉公という表記がされているグループ】

若党 → ただし、「奉公人」という意味はない。
又小者 → ただし、「奉公人」という意味はない。
下人
所従
下部
僕従
奴婢 → 女も含む。

I 【奉公人という表記がされているグループ】

下人
所従
下部
僕従
奴婢 → 女も含む。

※上表 (表11) における各語句の意味については表10を参照されたい。

※上表 (表11) において、( ) 内の数字は、土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年) のページ数を示す。そのページにおいて、r は右欄、l は左欄を示す。

表12

8月24日	8月25日
毛利秀元組…頭66（表1）	毛利元政組…頭1〔仕寄場〕 <sup>(注1)</sup> （表2）
毛利元政組…頭10+生け取り1（表2）	安国寺恵瓊組…頭47（表4）
宍戸元次組…頭 <sup>(ママ)</sup> 37（38カ）（表2）	
福原広俊組…頭17（表3）	
渡辺長組…頭5（表5）	
合計…頭 <sup>(ママ)</sup> 135（136カ）	合計…頭48
戦いの場所は津城二の丸	戦いの場所は津城本丸 <sup>(注2)</sup>

※8月24日と8月25日に討ち取った頭数を比較すると、8月24日の方が激戦であったことがわかる。

※8月24日と8月25日に討ち取った頭数を合計すると、183（184カ）になる。

※上表（表12）を見ると、津城二の丸での戦い（8月24日）と津城本丸での戦い（8月25日）は、毛利家軍勢内で攻撃を担当する組を分けたことがわかる。ただし、毛利元政組は両日参戦している。

（注1）「仕寄（しよせ）」とは「城などに攻め寄せること」という意味である（『日本国語大辞典（第二版）』7巻、小学館、2001年、369頁）。

（注2）表4（8月25日付の頭注文）において「一番乗り」の記載がある。8月24日はすでに津城二の丸で戦っていたので（表5）、この「一番乗り」は津城本丸への一番乗りを指すと考えられる。よって、8月25日の戦いは津城本丸でおこなわれた（＝津城本丸に対する攻撃）と考えられる。

表13

## 関ヶ原の戦いにおける毛利秀元の兵力編成

白吹貫 <sup>(注1)</sup>	50本・者頭 <sup>(マツ)</sup> (物頭カ)	妹尾七郎左衛門
(「同」脱カ)	(「同」脱カ)	服部又兵衛
御鉄炮	20挺・者頭 <sup>(マツ)</sup> (物頭カ)	垣田勘左衛門 ★
同	同	山中源左衛門
同	同	横山伝兵衛 ★
同	同	西善左衛門
同	同	栗原勝右衛門
同	同	柳井弥右衛門
同	同	井上清右衛門
同	同	松名貞右衛門
御弓	30挺	内藤助右衛門
同	同	加藤忠右衛門
御長柄	100本	田坂善右衛門
同	100本	長井七郎右衛門
御手廻筒	20挺	土井庄兵衛
同	20挺	林長右衛門
御使番	紫母袋 <sup>(注2)</sup>	転五郎右衛門
(「同」脱カ)	(「同」脱カ)	佐川勘右衛門
同	同	中川清左衛門
同	同	内藤九郎右衛門
同	同	野田角右衛門
同	同	竹下清三郎
御率馬	5匹	
御駕		
熊毛対御鍵	2本	
同	1本	
御建傘		
御目箱		
御茶弁		
御蓑箱	3ツ	
御挟箱	3ツ	
同	3ツ	
御甲		
御具足		
御馬印		
右奉行		宮村善左衛門
御長刀		御奉行衆5人
御馬		御奉行衆50人
御十文字	30本	
御鳥毛鎗	30本	
御小姓組	30騎	桂主殿
同	同	井上主水
大組	50騎	伊秩采 <sup>(マツ)</sup> (采カ)女
同	同	西孫兵衛
大組	50騎	桂藤兵衛 ★
同	同	三吉藤右衛門

又内道具押之者	8人	
小屋道具		
普請道具		
役者衆		
人足		
小荷駄		

★…「慶長五年九月廿三日付毛利秀元感状」の宛所になっている者。この毛利秀元感状とは「慶長五年九月廿三日付垣田勘左衛門宛毛利秀元感状写」（『山口県史』史料編、中世3、山口県、2004年、203頁）、「慶長五年九月廿三日付横山伝兵衛宛毛利秀元感状」（『新修福岡市史』資料編、中世1、福岡市、2010年、1114頁）、「慶長五年九月廿三日付桂藤兵衛宛毛利秀元感状」（『山口県史』史料編、中世4、山口県、2008年、271頁）である。

※表13は「秀元公関ヶ原え伏見ヨリ御出陣御備」（『内藤家文書』、『下関市史』資料編Ⅳ、下関市、1996年、197～198頁）により作成した。

※表13における兵力編成は毛利秀元の直属部隊の兵力編成と考えられる。

※表13を見ると、兵科別編成（鉄炮、弓、長柄〔鎗〕、手廻筒、騎馬）の内訳がわかる。

※武器関係は合計すると、鉄炮160挺、弓60挺、長柄（鎗）200本、手廻筒40挺である。

※騎馬は合計すると、260騎（御小姓組60騎、大組200騎）である。

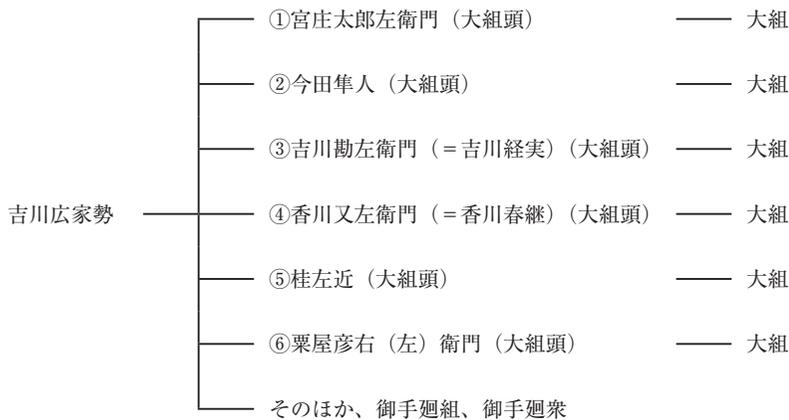
（注1）「吹貫（ふきぬき）」は「旗の一種。吹流しに似て、切り裂いた長い布の口をまるく輪にして竿につけたもの。

戦国時代末期から軍陣で用いた。小さなものは指物にもした。吹抜鞆。」（『日本国語大辞典（第二版）』11巻、小学館、2001年、750頁）。

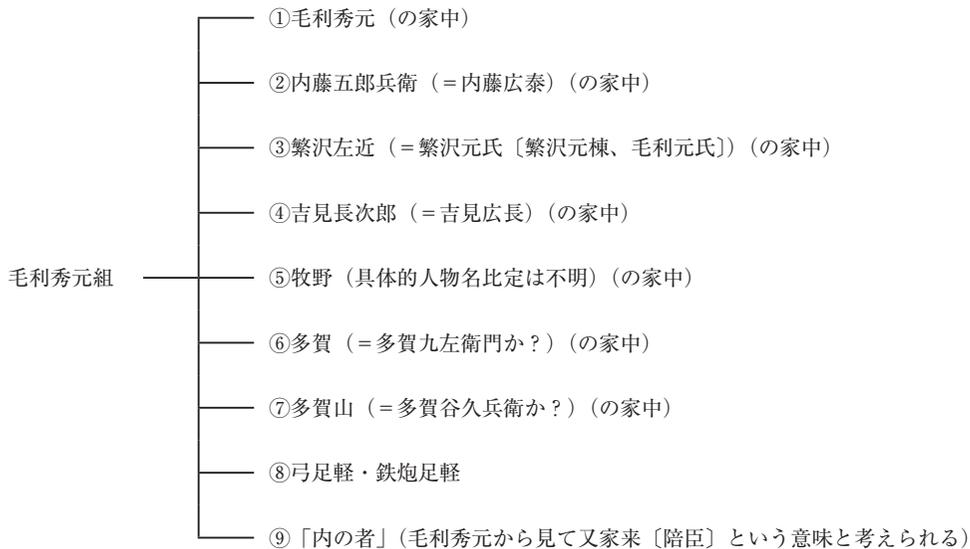
（注2）「母袋」は「ほろ」と読むと考えられる。

図 1

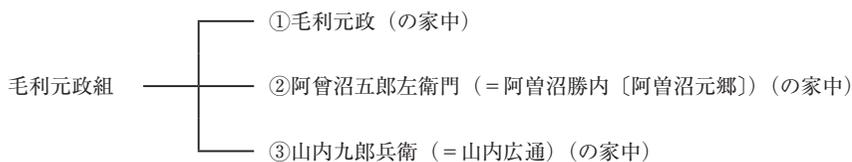
■伊勢国津城合戦



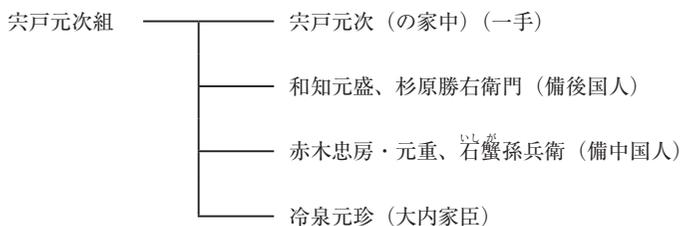
典拠：『吉川家文書之一』（728号文書）、岩国徴古館所蔵『雲州御時代御家人帳』



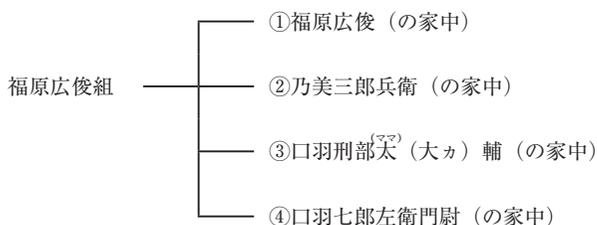
典拠：『毛利家文書之一』（376号文書）



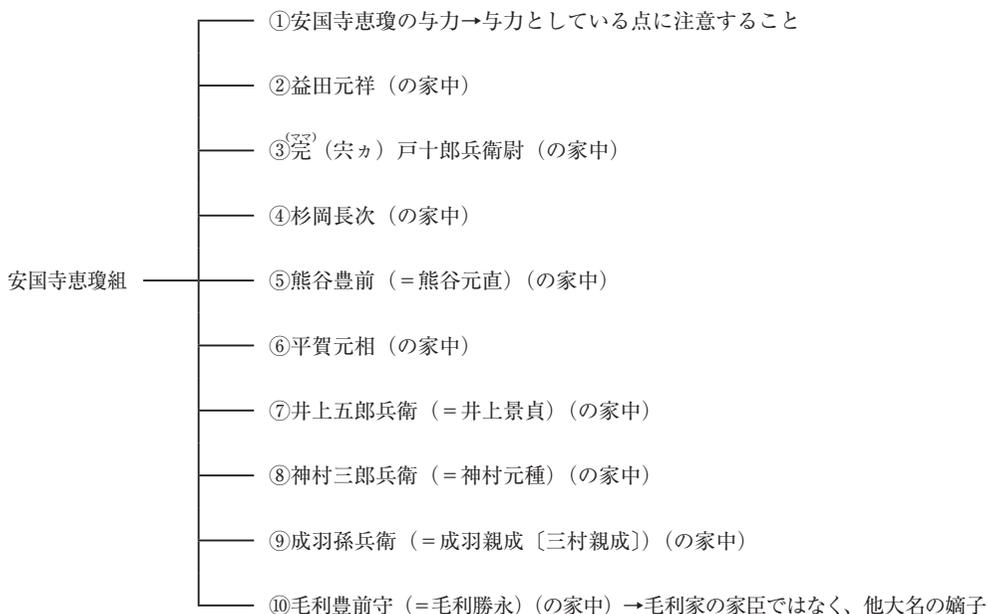
典拠：『毛利家文書之一』（377号文書）



典拠：『毛利家文書之一』（377号文書）、光成論文<sup>(注1)</sup>の表1



典拠：『毛利家文書之一』（378号文書）



典拠：『毛利家文書之一』（379号文書）

※この図を見ると、安国寺恵瓊組がいかに大部隊だったかがわかる。そして、安国寺恵瓊の地位の高さがわかる。

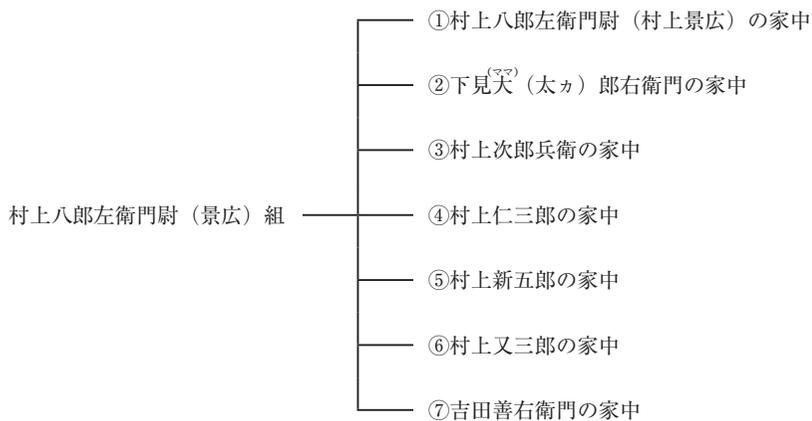


典拠：『毛利家文書之一』（380号文書）

■尾張国野間内海合戦



典拠：『毛利家文書之一』（381号文書）

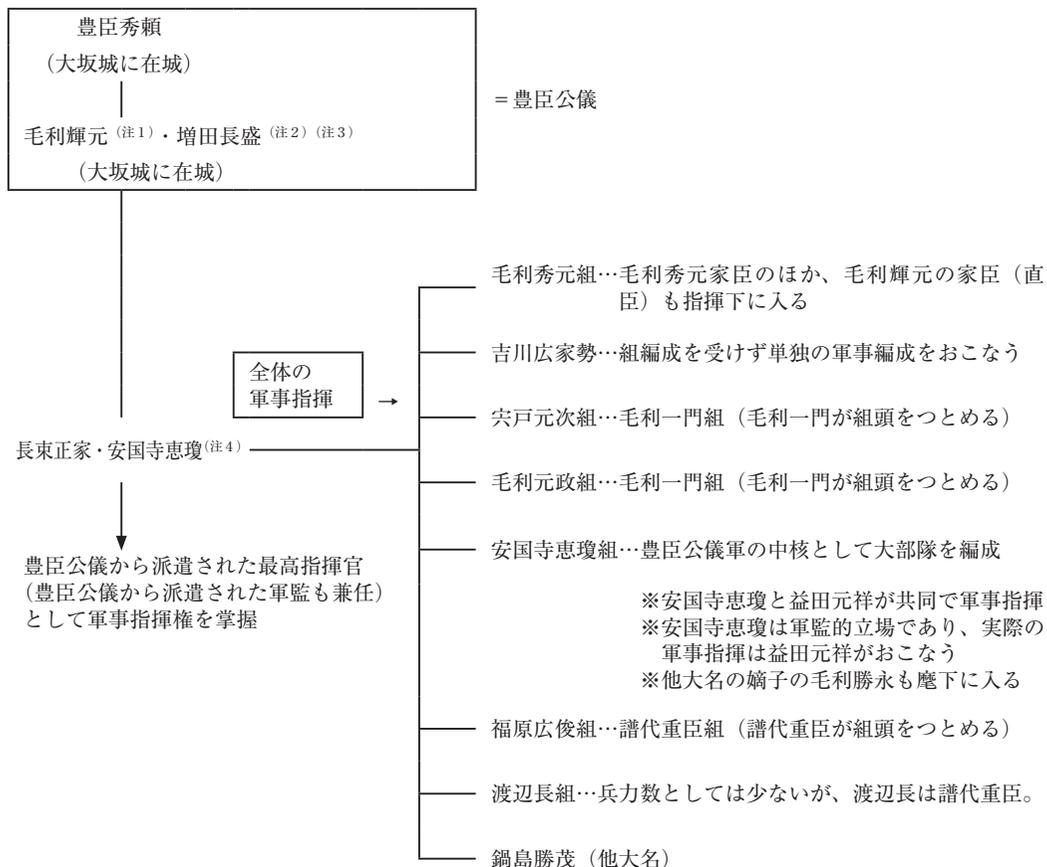


典拠：『毛利家文書之一』（381号文書）

※乃美孫兵衛 (景継) 組と村上八郎左衛門尉 (景広) 組が共に 7 つの家中の編成であることは、そのように意図して編成されたものか、或いは、偶然一致したものか不詳である。

(注 1) 光成論文とは、光成準治「軍事力編成からみた毛利氏の関ヶ原」(谷口央編『関ヶ原合戦の深層』、高志書院、2014年)を指す。

図 2



(注1) 8月10日の時点で、毛利秀元の伊勢方面への陣替について長東正家と安国寺恵瓊が決定して、そのことを毛利輝元が事後承認した（「8月10日付益田元祥宛毛利輝元書状写」、「毛利三代実録考証」、「山口県史」史料編、近世1下、山口県、1999年、39頁）。

(注2) 増田長盛は8月26日付で吉川広家に対して、津城を乗り崩したことについて賞する書状を出した（「8月26日付吉川広家宛増田長盛書状」、「吉川家文書之一」〈大日本古文書〉、東京帝国大学、1925年、725号文書）。増田長盛は8月26日付で鍋島勝茂に対して、津城二の丸まで攻め込み、敵を多く討ち捕らえたことを賞する書状を出した（「8月26日付鍋島勝茂宛増田長盛書状写」、「勝茂公譜考補」二、『佐賀県近世史料』1編2巻、佐賀県立図書館、1994年、218頁）。

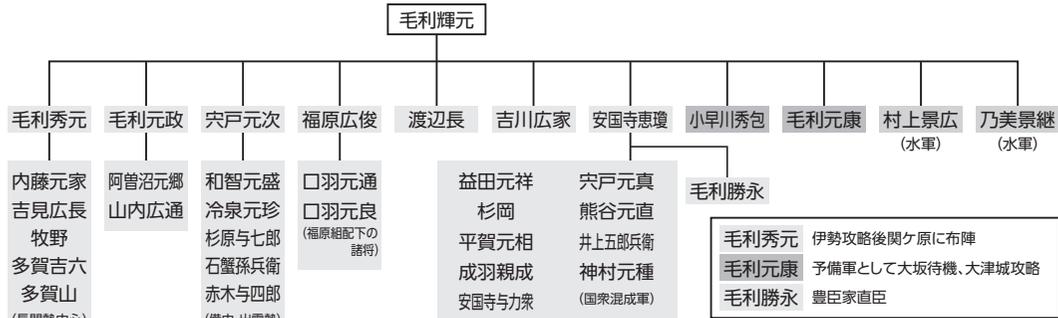
(注3) 増田長盛は8月26日付で吉川広家に対して、吉川広家の軍勢を美濃方面へ転進させるように命じている（前掲「8月26日付吉川広家宛増田長盛書状」）。

(注4) 前掲（注1）に同じ。

図 3

## 毛利軍の編制

(伊勢国津城合戦頸注文「毛利家文書」などから推測)



※図録『毛利氏の関ヶ原』（毛利博物館、2000年、20頁。この図録の編集・執筆は毛利博物館学芸員の柴原直樹氏）における「毛利軍の編制」の図を引用した。ただし、向かって左側から2番目は、同図録の図では「毛利秀元」になっていたが「毛利元政」が正しいので、この点は筆者（白峰）が訂正した。